

令和2年度厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

情報公表システムを活用した介護現場における
文書負担軽減に関する調査研究事業

報 告 書

令和3(2021)年3月

株式会社 三菱総合研究所

目次

1. 事業概要	1
(1) 目的	1
(2) 調査実施概要	1
(3) 検討委員会の実施	2
①委員構成	2
②検討委員会の開催状況	3
2. ヒアリング調査の実施	4
(1) 調査概要	4
①目的	4
②調査対象	4
③主な調査項目	4
(2) 調査結果	4
①情報公表システムを活用した変更・更新申請の受付について	4
②情報公表システムを活用した法人による一括申請について	6
③情報公表システムに関する施設・事業所の ID・PW の発行業務について	7
3. 電子申請の実現に向けて検討すべき課題と将来像	9
(1) 実施概要	9
(2) 検討内容	9
①第1回検討委員会での検討内容と主なご意見	9
②第2回検討委員会での検討内容と主なご意見	13
(3) 関連システムを含めた ICT 化の将来像について	16
参考資料 1：第1回検討委員会資料	20
参考資料 2：第2回検討委員会資料	34
参考資料 3：厚生労働省 第8回社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る 負担軽減に関する専門委員会（令和3年3月17日開催）資料 （「2. ICT 化について」抜粋）	46

1. 事業概要

(1) 目的

介護分野の文書負担軽減については、令和元年度（平成 31 年度）に設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において議論され、具体的な負担軽減策についてその方向性が示され、特にウェブ入力・電子申請を含む ICT 化については、3 年以内の取組として整理されたところである。

本事業は、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の取りまとめで示されている「介護サービス情報公表システム」を活用した指定申請・変更届等の入力項目の標準化等の実現について、その実現可能性、技術的課題、システム改修内容について検討を行うとともに、その実現による自治体関係者や介護事業者等の事務負担軽減について検討することを目的として実施した。

(2) 調査実施概要

① 検討委員会の設置・運営

「介護サービス情報公表システム（以下、情報公表システム）」の保守・運営を行うシステムベンダー、自治体が導入している事業所管理システムの開発・販売を行うシステムベンダー、指定申請・変更等の申請を受領する自治体関係者等による検討委員会を設置する。検討委員会において、ウェブ入力・電子申請を含む ICT 化の実現に向けた具体的な検討を行った。

② ヒアリング調査の実施

ウェブ入力・電子申請の実現に向けた全体像及び、実現された場合に期待される効果（仮説）について、自治体及び施設・事業所において想定される課題や、配慮すべき事項等について把握することを目的とし、実際に指定申請・変更等の申請を受領する自治体関係者を対象にヒアリング調査を実施した。

③ 電子申請の実現に向けて検討すべき課題と将来像

上記①で設置した検討委員会での議論及び②ヒアリング調査の結果を踏まえ、ウェブ入力・電子申請の実現に向けた検討を行う際の参考とし、事務負担軽減に繋がるシステム構築のための要件検討に繋げるべく、具体的に検討すべき課題について整理した。また、自治体業務のデジタル化の動向等を踏まえつつ、都道府県等職員、介護事業所職員の更なる業務効率化・負担軽減を目指した他関連システムとの連携も視野に入れた将来像について検討を行った。

④ 報告書の作成

本事業の検討結果を報告書として取りまとめた。

(3) 検討委員会の実施

① 委員構成

委員構成は以下のとおり。

<委員>

(敬称略・五十音順)

井上 浩徳	豊島区保健福祉部 介護保険課長 (兼介護保険特命担当課長) (代理：安次富 亨 豊島区保健福祉部介護保険課介護保険担当係長)
菊池 良	奥多摩町 福祉保健課長
小林 一大	クボタシステムズ株式会社 IT ソリューション事業部
佐藤 亜希子	公益社団法人 全国老人保健施設協会 研修推進委員 医療法人社団龍岡会 プロジェクト部プロジェクトリーダー
田村 和彦	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 介護保険事業等経営委員会 特別養護老人ホーム部会 副部会長
中山 彰	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 ヘルスケアソリューション事業部 介護ソリューションブロック
藤崎 基	一般社団法人 全国介護事業者協議会 SOMPO ケア株式会社 取締役執行役員 CFO 兼 CRO
山中 輝樹	株式会社佐賀電算センター 公共事業部システム2部システム5グループ マネージャ
山本 千恵	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部 高齢福祉課長

<オブザーバー>

高橋 和彦	一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会 医事コンピュータ部会 介護システム委員会 副委員長
秋山 仁	厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 課長補佐
石内 喜隆	厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 介護業務改革推進官
安蒜 丈範	厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 企画調整係 係長
福田 悠	厚生労働省老健局 総務課 課長補佐

<事務局>

株式会社三菱総合研究所

② 検討委員会の開催状況

検討委員会は下記のとおり、2回開催した。

図表 1 検討委員会の主な議題

	開催日時	議題
第1回	令和2年10月28日(水) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none">● 事業概要について● 介護サービス情報公表システムを活用した事業所申請について
第2回	令和3年2月18日(木) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none">● 介護サービス情報公表システムを活用した事業所申請について● 報告書の構成案について

2. ヒアリング調査の実施

(1) 調査概要

① 目的

ウェブ入力・電子申請の実現に向けた全体像及び、実現された場合に期待される効果（仮説）について、自治体及び施設・事業所において想定される課題や、配慮すべき事項等について把握することを目的とするヒアリング調査を実施した。

② 調査対象

実際に指定申請・変更等の申請を受領している自治体（6箇所）を対象とした。

③ 主な調査項目

ヒアリング調査の主な調査項目は以下のとおり。

1. 情報公表システムを活用した変更・更新申請の受付について
2. 情報公表システムを活用した法人による一括申請について
3. 情報公表システムに関する施設・事業所の ID・PW の発行業務について

(2) 調査結果

ヒアリング調査による主な調査結果は以下のとおり。以下の結果を参考に、「3 電子申請の実現に向けて検討すべき課題と将来像」の議論を行った。

① 情報公表システムを活用した変更・更新申請の受付について

ア. 申請様式や添付書類について

- ・ 変更・指定更新に係る様式は条例施行規則において定めているところであるが、この様式に拠らず、全国共通の様式に拠るのであれば、条例施行規則の改正が必要となる。
- ・ 自治体により必要な添付書類が異なる。様式をダウンロードするページは自治体ごとに作成する必要があるのではないか。
- ・ 現在、各種届出の際は、自治体独自の様式（管理表）にて事業所側の連絡先を記載いただいている。仮に、様式の統一に伴い、市町村独自様式を廃止するのであれば、提出の段階で、担当者の連絡先を記入する仕様にする必要がある（届出元について、法人本部・事業所両方許容した場合、担当者の記載がなければ、どちらからの届出かわからない）。
- ・ 各申請（特に新規申請と加算届）の締め切りの概念はどう扱うのか。新規申請等の提出期限は、現状自治体ごとに異なる。将来的にシステム連携を予定するのであれば、提出期限を統一する必要がある（統一しなければ、システムの仕様がかなり複雑になる可能性がある）。

イ. 審査の流れについて

- ・ 審査に関する機能を追加してもらいたい。
- ・ 常勤換算人数の要件が求められる加算等に関して勤務表などの添付書類確認のために、印刷作業が必要となるのが懸念である。画面上でも入力間違いがないように共通様式などを示してもらいたい。
- ・ 各種基準確認のため、変更内容によっては、事前に変更届の提出をお願いしていることもある（例：事業所所在地変更の際、引っ越し先の物件・レイアウトについて、設備基準を満たすかの確認）。仮に、業務フローの改定に伴い、届出の時期が画一的に限定されてしまうと、事前確認ができなくなる。
- ・ 一部の変更や更新の際には来庁を求めているため、ICT化した際には対応方法について検討する必要がある。料金表の変更やレイアウトの変更では、積算根拠の考え方や、図面をもって細かい説明が必要であるため、対面での提出を求めている。また、更新や管理者の交代（特に介護老人保健施設）では担当者や管理者に責務等の説明をしているため、対面での提出を求めている。

ウ. 介護サービス事業所側の対応・支援について

- ・ ITリテラシーが低い事業所も少なからず存在するため、電子申請が開始される際は、システム入力の方法に対する問い合わせ機関の設置及び、わかりやすいマニュアルを作成する等、案内を充実させる必要がある。
【事業所（法人）のITリテラシーに関する課題の例】
 - OSや各種ソフトのUpdateを行っていない
 - メールアドレスの管理が甘く、法人としてのアドレスではなく担当者個人のアドレスが使用されるケースが多々ある
 - ID、PWの重要性の認識が低く、他法人（コンサル業、フランチャイズ元等）へ渡してしまう可能性がある。あるいは担当者の退職や異動後もそのままのPWを使い続けてしまう可能性がある。
- ・ 特に居宅サービスについては、高齢の職員のみ事業所やパソコン端末のない事業所もある。パソコンに不慣れな事業所は電子申請への対応が難しいのではないか。

エ. 既存の紙申請と電子申請を併用した場合について

- ・ 電子申請と紙申請が混在する場合について、紙で一括にまとめてシステムに登録するほうが負担は少ないかもしれない。また、電子申請に対応できる事業所がどのくらいあるかにもよるのではないか。

- ・ 直近の電子申請に向けたシステム改修案では事業所側は電子申請だが、行政側は手入力が必要な仕組みになっており、電子申請分は画面を見ながらシステム上に手入力する形である。事業所数が多いため、直近の改修途中の段階から電子申請が開始されることに懸念がある。
- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について、老人福祉法上の届出変更や更新申請も同じく対象に含まれる想定なのか、紙申請を併用するのか気になっている。

オ. その他：追加機能や開始時期に関する要望

- ・ 必要書類が揃っていない状態で申請が行われることが相当数あるため、書類の不足がある際エラーが出力され、送信できないといった機能が実装されれば、多少改善される可能性がある。
- ・ 現状、自施設の届出内容や届出状況に関する問い合わせをいただくこともある。申請様式に届出内容や更新内容が反映されるのであれば、そういった問い合わせは減るのではないか。
- ・ いつから参加するのかについて介護報酬改定の年の4～5月は避けてもらいたいという希望がある。電子申請と紙申請、両方可能となれば、どの方法で提出したほうが良いか、または電子でしか申請ができないと思込んでいる施設などからの問い合わせが増える。また、電子申請の操作説明も必要で、その周知期間がないと厳しい。

② 情報公表システムを活用した法人による一括申請について

ア. 異なる所管部署への振り分け・承認について

- ・ 広域のため複数の出先機関に介護事業所等に係る指定権限等を移譲している。法人による一括申請に際しても、事業所ごとに所在地を所管する出先機関に正しく振り分けられるシステムの構築が必要になる。
- ・ 施設サービス、居宅サービス、密着型サービスで所管課が異なり、法人一括申請においては、一つの届出をどのように審査や処理をするか整理が必要である。

イ. 法人側の事務負担について

- ・ 情報公表システムの ID、PW の入力を以て押印（本人確認）に替えるという整理とするのか。法人印等の押印が必要な書類（変更届、加算届や市独自様式の誓約書等）においては、以下の手順を踏む必要があり、現在（郵送対応）より煩雑になる可能性がある。
「(1)様式 DL→(2)印刷→(3)押印→(4)スキャンし PDF ファイル等へ→(5)

送信」

- ・ 夜間職員配置加算やサービス提供体制強化加算の算定に際し、施設側で勤務表を作成し、算定条件を満たしているか、確認をしている。法人で申請する場合、施設で作成した書類を法人へ提出する、または施設で作成した書類を法人で作直すなど、かえって手間が増えるのではないかと懸念されている。

ウ. 審査の際の照会窓口について

- ・ 現在、各種届出の際は、自治体独自の様式（管理表）にて事業所側の連絡先を記載いただいている。仮に、様式の統一に伴い、市町村独自様式を廃止するのであれば、提出の段階で、担当者の連絡先を記入する仕様にする必要がある（届出元について、法人本部・事業所両方許容した場合、担当者の記載がなければ、どちらからの届出かわからない）。
- ・ 法人本部からまとめて申請した場合でも内容に不備がなければ問題はなく、現状も法人と施設、両方からの申請がある。

③ 情報公表システムに関する施設・事業所の ID・PW の発行業務について

ア. ID・PW 発行業務の業務負担について

- ・ ID・PW の失念による問い合わせが非常に多く、業務負担が大きくなっている。
- ・ 公表制度運用において、同類系サービス事業所から構成されるグループごとにパスワードを設定し、公表計画の通知（「計画通知書」／年1回送付）で、事業所へ通知していることに関しては、特に負担感はない。当業務に関する負担は、事業者のパスワードの紛失による「計画通知書」の再発行依頼が散発的に繰り返される点が挙げられる。

イ. ID・PW と紐づく情報について

- ・ 事業所名、事業所番号、サービス種別、住所、電話番号等を管理している。
- ・ 公表制度運用において、ID 及びパスワードは、公表システムの計画登録に係る様々な情報（※参照：厚労省作成 都道府県向け操作マニュアル(管理システム)_ver4.3）を紐づけている。また、事業所及び運営法人の住所、電話番号、FAX 番号（指定事業所台帳と連携）、調査計画（調査機関、訪問予定日時、対応調査員等）、手数料管理、休廃止情報、事業所との連絡対応履歴等を ID と紐づけて管理している。

ウ. その他：メールアドレスの管理、認証について

- ・ メールアドレスを持たない事業所がある。
- ・ 同一法人で複数の事業所を運営しており、情報公表の業務を法人一括で行っている場合、同じメールアドレスを使っているケースがあり、メールアドレスでのみ紐づけを行うと事業所を区別することができなくなる。
- ・ これまでの経験から、ID やパスワードを紛失する事業所が多発すると思われる。発行自治体等は、その対応に手間と負担感が多くなるのではないか。
- ・ 情報公表システムにおいて、公表情報入力以外の機能を付与される際は、悪用対策として、二段階認証など、申請者確認機能が必要と思われる。

3. 電子申請の実現に向けて検討すべき課題と将来像

(1) 実施概要

検討委員会での議論及びヒアリング調査の結果を踏まえ、ウェブ入力・電子申請の実現に向けた検討を行う際の参考とし、事務負担軽減に繋がるシステム構築のための要件検討に繋げるべく、具体的に検討すべき課題について整理した。

また、自治体業務のデジタル化の動向等を踏まえつつ、都道府県等職員、介護事業所職員の更なる業務効率化・負担軽減を目指した他関連システムとの連携も視野に入れた将来像について検討を行った。

(2) 検討内容

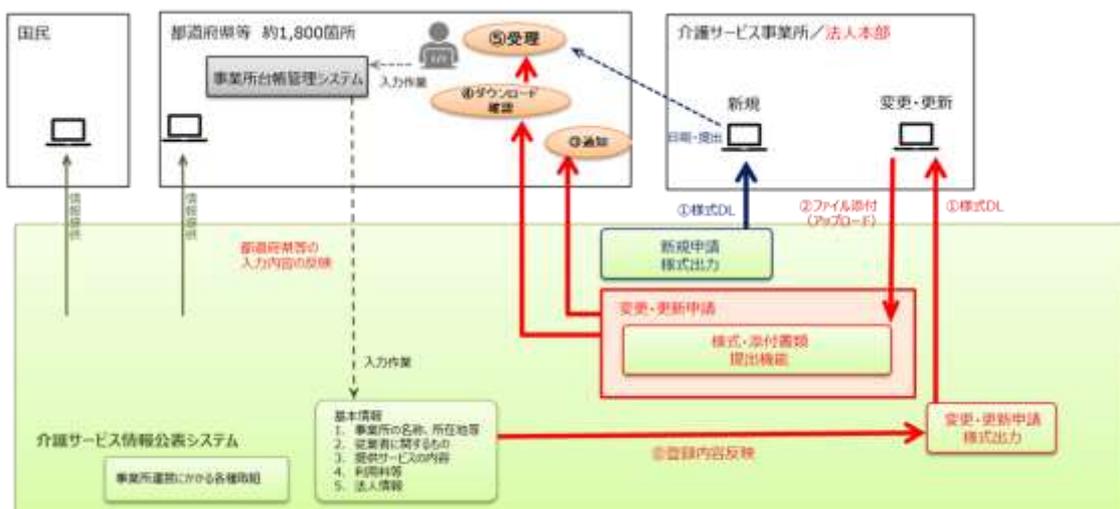
事務局にて電子申請の実現に向けて検討すべき課題等について素案を作成し、第1回検討委員会及び第2回検討委員会において各委員から指摘のあった改善点や今後の課題等は、以下の通りである。

① 第1回検討委員会での検討内容と主なご意見

【検討内容】

介護サービス事業所側の業務負担軽減のために、まず変更・更新申請について情報公表システムでの申請を可能にするにあたり、想定されるメリットや検討しておくべき課題について、意見をいただいた。

図表 2 介護情報公表システムの改修 事務局案1



【主なご意見】

NO	分類	ご意見
1	様式の標準化 (指定申請)	今回のシステム化の要件でネックとなるのは様式の統一である。現状は、厚生労働省提示の参考様式を自治体事務に照らし合わせて、項目を追加したり書類を増やしたりしている。様式の統一のハードルは高く、様式の標準化が重要と認識している。
2		介護保険には様々なサービスがあり、付表情報がそれぞれバラバラである。今後、電子申請になった場合、システム化は大変な作業となる。
3	様式の標準化 (加算)	加算に関する届出の標準化はかなりハードルが高い。例えば、事業所の指定基準における人員基準は4週間＝28日を基準として考えられている。実際には加算の基準は28日から31日のばらつきがあり、尺度が違う点が議論として難しい。社会保障審議会で議論されている加算の仕組みが細分化されていくのであれば、現場でも加算に関する事務処理のハードルは高まっていく。
4		台帳管理システムでは、過去から蓄積されている加算情報は項目が多く取り扱いが難しい。特に付表の扱いが難しい。
5	平面図等の登録	情報公表システムでも事業所台帳管理システムでも平面図は管理していない。平面図のように紙としてのみ扱っている情報を電子申請や Web 入力の対象にすることは手続き的に困難である。その点をどのようにしていくか。
6		事業所平面図のような一部紙情報として残るものの対応を検討すべきであろう。平面図以外の選択肢として施設の面積や配置を文章で表現できるか、平面図の要件にチェックをすることで評価する等が考えられる。
7	データの管理	データ入力での CSV 形式は、先方のデータ形式が不明な場合もあり、カンマで区切るだけでなく、XML 形式等データの形式を検討していく必要がある。
8		公文書の管理ではデータフォーマットが議論になっている。10年以上、例えば30年後にどのデータフォーマットが使用されているかはコンピュータ業界でも予測できない。結局はテキスト形式になってしまう恐れはある。平面図もデータで保存するなど今後を見据えた議論が必要である。

NO	分類	ご意見
9	情報公表との連携	ID 登録、事業者基本情報の登録においては、全ての事業者が一気に情報公表システムへ入力すると管理が大変であり、1 か月ごとにグループ化して事業者に通達し、パスワードの有効期限についてもグループごとに決定している。有効期限が終われば ID が凍結される。運用について、県の HP や外郭団体を活用されているケースもあり、情報公表システムの変更で活用が便利になるか見えにくい面はある。
10	ID/PW	ID/パスワードの管理については、ヒアリング結果にもあったように、退職者がデータを持ちうる可能性や、マネジメントとしての不安な点もある。事業所番号や法人番号などを ID として、パスワードは法人メールに対し発行することで十分対応できるのではないか。
11		ID/パスワードも本人確認は自治体では困難であり、配慮いただきたい。
12	グランドデザイン	システム開発にあたっては、一般的に最終型をグランドデザインすることが重要である。最終的なシステム構成や開発規模などがデザインされていないと「事務局案」が議論できない。最終型のシステムで目指すゴールが必要である。
13		介護事業者にとってワンストップであることが重要である。老人福祉法、総合事業、障害者福祉関連の届出、或いは介護保険上の届出がその都度必要ならば非効率である。1 つの共通プラットフォームで受理され、各担当部署に共有されるシステム・コンセプトが望ましい。
14		システム改修の手続を再構築する上で、この事務局案が正解なのか自信が持てない。選択肢として A 案、B 案、C 案の中で、本事務局案を提示した事務局の思考プロセスが各委員と共有化されるはずである。本事務局案にたどり着くまでの制約条件やヒアリング結果を踏まえ、メリット/デメリットの評価などを加え、次回報告いただきたい。
15	情報公表システムとのデータ連携タイミング	データリンクのタイミング、事業所台帳管理システムから出力先の情報公表システムへのサイクルが大事である。ありえないかもしれないが、更新サイクルが 3 か月や 6 か月と古い情報でしか申請書が作成できないといったことになるのではないかと危惧する。豊島区の例では、新規の情報は直ちに公表されるが、廃止情報の公表は遅れる傾向がある

NO	分類	ご意見
		ので、データ更新頻度についても調整いただきたい。
16		運用上、都道府県内の介護保険事業者の情報を取りまとめて国保連合会・国保中央会とデータ連携している。こうしたサイクルと合わせていけば良いのではないかと。
17	その他	既存システムの活用という点で、現場の立場から一度入力された情報を印刷して変更情報を再度アップロードするという考えは持ち合わせていなかった。介護現場のシステムに限らず、その他のシステムでも Web 上で情報登録できるシステムが数多くあるので、紙情報と電子情報が並行することがないように進める必要がある。
18		電子化を進めるならば、「電子情報しか受け付けない」といった強制化をしないと進まない。
19		徹底的にペーパーレスにこだわるべきである。PDF や CSV 化によって、印鑑廃止や紙文書の廃止を進めるべきである。
20		新規申請・指定更新時の手数料について、都道府県によって徴収有無が違っている現状もあるようだ。

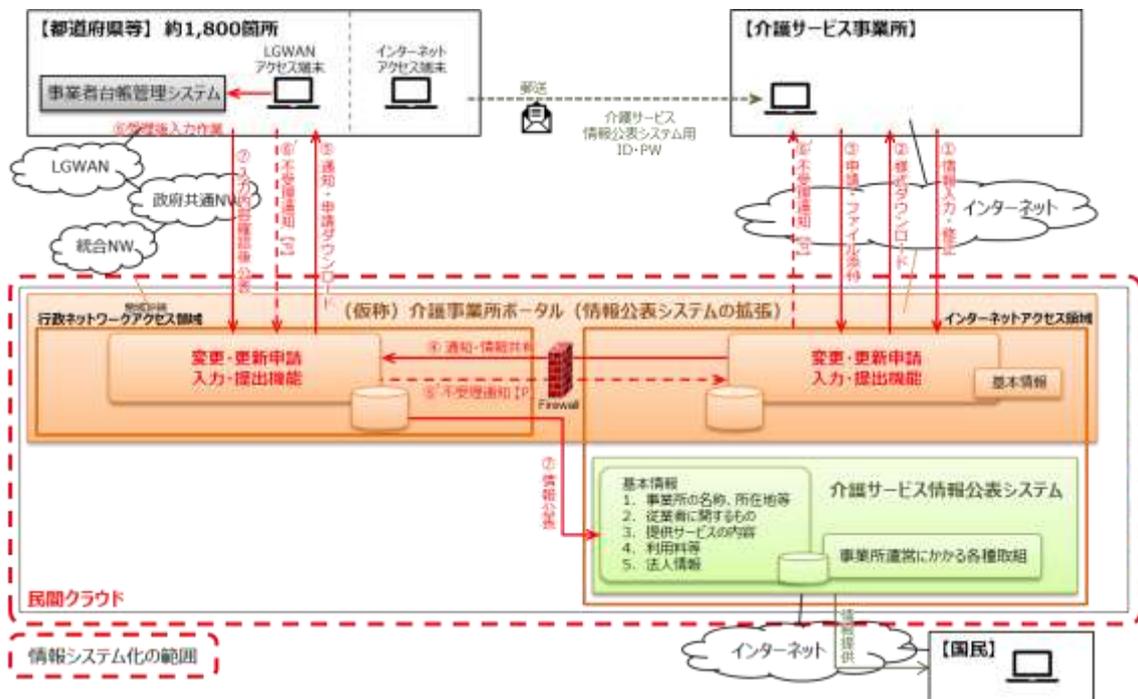
② 第2回検討委員会での検討内容と主なご意見

【検討内容】

第1回検討委員会でのご意見をもとに、改めて事務局案を検討し提示した。介護サービス事業所側及び都道府県等自治体の業務負担軽減のために情報公表システムでの申請を可能にするにあたり、主に以下の点に対する意見をいただいた。

- 情報公表システムの将来像・事務局案2に対する要望・ご意見等
- 情報公表システムの将来像に向けた改修、運用面で配慮しておくべき事項・課題について

図表 3 情報公表システムの改修 事務局案2



【主なご意見】

NO	分類	ご意見
1	ID/PW について	ID の一元管理については自治体の業務負担は軽減するかもしれないが、都道府県をまたいで多様なサービスや総合事業等を展開する介護事業者の場合、複数の ID を利用する必要があるのか。運用面のルールを整理しなければならない。
2		事務局案2「【都道府県等】 約 1,800 箇所」とあるが、全ての自治体が介護サービス情報公表システム用の ID・PW を送付している訳ではない。指定権者として台帳管理システムを管理する役割と情報公表システムの ID・PW を管理する役割

NO	分類	ご意見
		があり、最終的に情報公表システムの ID・PW の管理業務が不要となり、なくなるのであれば両者を区分しておく方が良い。
3	電子申請に向けた運用面での課題	電子申請の導入にあたっては、申請期限を提出した日とするのか、受理された日とするのかについても検討していく必要がある。
4		介護情報公表サービスの公表対象外となっている介護事業者については、情報公表システム上はデータが存在しない。対象外の介護事業者も含めて自治体で管理するためには、各自自治体が持つ台帳管理システムの活用が必要ではないか。
5		事務局案2が実現した場合、台帳管理システムに紐づく多くの個人情報をどのように管理していくかという点を整理する必要がある。
6		事務局案2の「⑦入力内容確認後公表」について、事業所の加算届出については、国保連合会に加算情報を提出しており、また、届出のあった事業所にも加算受理を通知している。「⑦入力内容確認後公表」後に「⑦情報公表」とあるが、申請者に対し「加算情報受理通知」という機能実装を追加してほしい。厚生労働省の通知にも、申請者に対して通知（フィードバック）するよう記載されているため、図として示してもらいたい。
7	費用対効果について	報告書では費用対効果について触れるべきではないか。また、複数の既存システムを接続するにあたっては、安定性やリスク軽減の点でデメリットがあることを報告書では明確に示すべきである。
8		情報公表への登録の際に自治体から事業所に提供されているデータは、事業所名、法人名、所在地、法人番号等を含めて、事業者台帳管理システム（以下、台帳管理システム）から抽出され、両システム間で連携されている。台帳管理システムと情報公表システムの連携は別問題として、改修費用のみならず今後の指定申請システムと関連する部分を含む総費用で試算した場合どうなるのか。
9	将来に向けて	将来像については、事業所側のシステムの立場から、申請の Web 入力・受付処理はメリットがある。その先の話として、申請情報が情報公表システムに展開され、またその情報を介

NO	分類	ご意見
		<p>護ソフト上でケアマネジャーが事業所の体制や加算情報を検索・参照できるようになると、サービス利用票（提供票）の作成にも活用でき、情報共有や連携が深まっていく。そうなれば介護業界の利便性向上に繋がると考えられる。制度改正のタイミング、特に加算関連で、拡張性・可変性の高いシステム改修となるよう希望する。</p>
10		<p>事務局案については、介護サービス別に違う影響があるかもしれないという懸念がある。居宅サービスや居宅介護支援、施設サービス等は問題ないと考えられるが、複数の市区町村より指定申請等を行わなければいけない地域密着型サービスは課題があるのではないか。</p>
11		<p>3年に一度の介護報酬改定や6年に一度の介護保険法改正に際して、一定期間の改修が必要となるため、それぞれのタイミングに応じてこうした業務フローが滞りなく遂行されるように想定しておく必要がある。</p>
12		<p>本事業の目的について、「介護サービス事業所側及び都道府県等自治体の業務負担軽減のため」とあるが、介護保険法や厚生労働省の通知においては、書類は事業所単位で作成することとされている。法人の規模が大きくなり、事業所数が増えるほど書類作成の手間が増えるため、複数事業所の同じような申請に対しても負担が軽減されるような仕組みを検討していただきたい。</p>

(3) 関連システムを含めた ICT 化の将来像について

情報公表システムを単にオンライン申請という機能だけではなく、厚生労働省等が所管する他関連システムと連携することにより、都道府県等職員、介護事業所職員の更なる業務効率化・負担軽減を目指した ICT 化の将来像について、検討委員会での議論を踏まえた整理を行った。

まず、都道府県等職員、介護事業所職員の更なる業務効率化・負担軽減を目指した ICT 化の将来像について検討するにあたり、ウェブ入力・電子申請及び情報公表関連の現状の課題を解決するために情報公表システムをベースとした改修を行うことの妥当性について改めて検討を行った。指定申請関連及び情報公表関連で抱える課題を解決するウェブ入力・電子申請のシステム案として、以下の図表 4 の 3 つの案が考えられた。

図表 4 ウェブ入力・電子申請の実現案の検討

	解決方法案のイメージ	案の概要	費用	期間	課題への解決策	
					申請関連	情報公表関連
案1		<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県で管理する指定事業者管理システムを介護事業者向けに改修し、電子受付申請を可能にする 	<p>✗</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存システムの改修となるが、47 都道府県それぞれにおいて申請機能の拡張が必要となる 	<p>⚠</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存システムの改修のため、早期に実現が可能 47 都道府県での実施のためバラツキあり 	<p>⚠</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請業務としては効率化される 事業者は 47 都道府県で申請の入口が別となり煩雑か 	<p>✗</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報公表として効率化は期待できない
案2		<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県で管理する指定事業者管理システムを国として集約し、新たなシステムとして構築する 	<p>✗</p> <ul style="list-style-type: none"> 全都道府県の事業者管理システムを置き換える大規模な新規開発事業となる 都道府県の事業者管理システム配下のシステムとの連携機能が必要ため開発規模は大きくなる 	<p>✗</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な新規開発のため相当な期間が必要 事業者管理システムの置き換えのため都道府県との調整に期間が必要 	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請業務として効率化が期待される(各都道府県の指定事業者管理システムとのデータ連携(※)が必要) 	<p>✗</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報公表として効率化は期待できない
案3		<ul style="list-style-type: none"> 国として一元的な事業所申請提出機能を提供する 各都道府県の指定事業者管理システムとは標準IF仕様を公開しデータ連携する 情報公表システムへのデータ連携を行いタイムリーな情報提供を行う 情報公表システムの改修と一体調連として国のシステムとして効率的な開発を検討する 	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題解決のため最低限の機能を最小限に開発提供しつつ既存システムの改修を限定的にできる 	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所申請の電子受付等、最低限の機能は早期に実現が可能 事業者管理システム等連携するシステムは限定的な改修のため早期に実現が可能 	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請業務として効率化が期待される(段階的:各都道府県の指定事業者管理システムとのデータ連携(※)が必要) 	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報公表として効率化が期待される

案 1 の費用については、1 都道府県の改修に係る費用を 500-1,000 万円と仮定した場合、47 都道府県それぞれにおいて改修する必要があるため、合計で 2 億 3,500 万-4 億 7,000 万円程度の改修費用となる。これに加えて各都道府県の調達に係る都道府県職員の人件費が加わることになる。担当職員を最低人数の 1 名と仮定した試算を行った場合でも、都道府県職員の労働時給単価について平均給与月額を 412,070 円（令和 2 年地方公務員給与実態調査結果等の概要（総務省 令和 2 年 12 月 21 日）、給料月額と諸手当の諸手当月額を合計したもの）を採用した場合、時給単価は 2,656 円（20 開庁日、1 日 7.75 時間と仮定）となり、各都道府県におけるの調達に係る業務時間を 550 時間と仮定した場合には、1 都道府県あたりおよそ 150 万円、47 都道府県の合計で 6,800 万円程度の費用が上

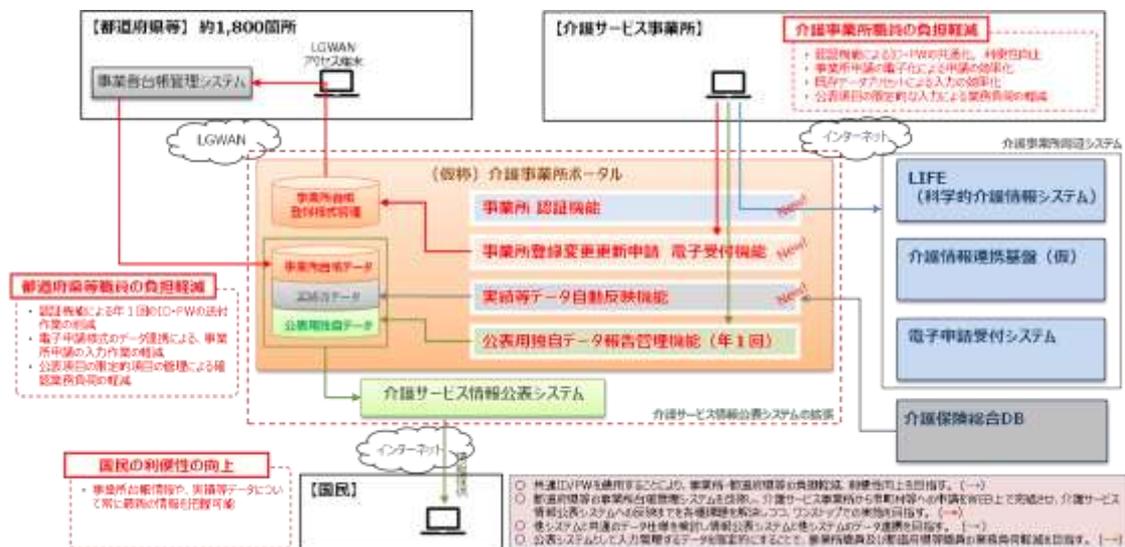
乗せとなる。案3では、情報公表システムと一体の改修案件として効率的に開発することができ、案1の概算と比較して半分以下の費用での改修が可能となる見込みである。

案2では、47都道府県システムの各指定事業者管理システムをスクラップし一元的なシステムに置き換えるため、まず一元的なシステムの調達のために多額の費用が発生し、その外にも47都道府県との調整、その契約満了前に伴う契約解除の違約金の考慮、特に各都道府県の指定事業者管理システムが連携する接続先のシステムとの調整等を考慮すれば、費用及び期間ともに他の案よりも著しく劣ると考えられる。一方で、期待される課題への解決案としては他と比較して大きく変わらないと考えられる。

費用や開発期間等の観点から、指定事業者管理システムと情報公表システムを連携する事業所申請受付機能を持つ「(仮称)介護事業所ポータル(以下、ポータル)」を設ける案3が最適な解決方法と考えられた。

上記にて検討した案3をもとに、指定事業者管理システムと情報公表システムの連携、並びにその他のLIFE(科学的介護情報システム)、介護情報連携基盤(仮)、介護保険総合データベース等との連携による更なる効率化を目指した将来像について、以下の図表5のとおりに整理した。

図表5 他関連システムとの連携による更なる効率化を目指した将来像



介護サービス事業所では指定申請及び公表用情報登録の際にはポータルの認証機能を用いて、その他関連システムとの共通ID・PWで認証を行う。また、指定申請及び公表用情報登録の際には、事業所台帳や情報公表システム上にて既に存在するデータをもとにプリセットされた内容を確認し、適宜修正や追加項目の入力を行う。事業所から提出された指定申請情報については、ポータル内の事業所登録変更更新申請電子受付機能より事業所台帳登

録様式管理データベースに連携され、都道府県等自治体によって承認された結果が事業所台帳管理システムにも自動で反映される。また、ポータルには事業所から提出された公表用情報を管理する公表用独自データ報告管理機能も備える。

この将来像が実現されることにより、介護サービス事業所側、都道府県等職員、国民それぞれにおける負担軽減や利便性の向上のメリットがあると考えられる。

まず、介護サービス事業所側に関しては、認証機能による ID・PW の共通化により利便性が向上し、事業所申請の電子化による申請の効率化が可能となる。また、事業所側では指定申請時や公表用情報登録の際に既存のデータからプリセット内容をもとに、一部の变更项目や追加の項目に関して入力するのみとなるため、業務負荷も軽減されると思われる。

また、申請内容や登録内容について審査・管理を行う都道府県等の自治体においては、既存の情報公表システムの ID・PW の送付業務が削減され、電子申請の情報が事業所台帳管理システムへ連携されることによる事業所申請の入力作業の軽減、既存にプリセットされた内容以外の情報公表システムの限定的な項目のみの管理となることによる、業務負荷の軽減が図られる。

更に国民に関しては、情報公表システムが事業所台帳情報や実績等データにより随時更新されることにより、最新の介護サービス事業所の情報を把握できるようになる。

上記の ICT 化の将来像に向けて直近で想定される情報公表システムの改修内容については図表 3 にて提示したとおりだが、その直近の改修により都道府県等の自治体、介護サービス事業所、それぞれにおいて想定される変化と、引き続き検討が必要な課題について、以下の図表 6 のとおりに整理した。

図表 6 事務局案 2 による指定申請等の変化

	現状	改修案	課題(引き続き検討)
介護サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> 持参、郵送またはメールで申請 通知書により、結果のみ通知 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公表システムを活用した電子申請可能(WEB入力または手入力、提出書類を添付可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請時の手数料徴収の取り扱い 総合事業の申請の取扱い 他制度との連携(同一法人が老人福祉法、障害者総合支援法等に基づく報告を行う場合の共通項目の取扱い) 事業所台帳管理システムとの段階的な連携の強化(申請内容の自動転記、情報公表システムへの自動反映等) 事業所が利用する他のシステム(電子請求やLIFE等)と連携した認証方法(共通したIDの使用方法等) 電子申請受付結果の通知における加算関連届出の結果通知 電子申請時の締切日の取り扱い 地域密着型サービス等における指定事務と公表事務の管轄の違い、複数の保険者への提出の取り扱い 指定業務や公表業務を外部委託している場合の取り扱い 今後の介護報酬改定と合わせた関連システムとの改修スケジュールの調整
都道府県等自治体	<ul style="list-style-type: none"> 提出を受けて事業所側の申請状況を把握 提出された資料(紙)をもとに事業所台帳管理システムへ手入力 情報公表システムID・PWの(再)発行の負担 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所側の申請の進捗状況を把握 情報公表システムによる申請内容をもとに台帳管理システムに登録(手入力またはファイル取り込み) セキュリティ確保の観点も勘案しつつ、G-Biz IDの活用を検討 	

事務局案2の実現により介護サービス事業所側では、ポータルより情報公表システムを活用した電子申請が可能になる。都道府県側ではポータルより事業所側の申請の進捗状況を把握できるようになり、また情報公表システムによる申請内容をもとに事業所台帳管理システムへ手入力またはファイル取り込みにより登録が可能になる。事業所側のポータルへの認証については、セキュリティ確保の観点も勘案しつつ、G-Biz IDの活用も検討を行うことを想定している。また、事務局案2の実装の際には、厚生労働省「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」で行われた指定申請様式や提出書類等の簡素化・標準化に関する検討結果を受けた実現が必要と考えられた。

一方、ICT化の将来像の実現に向けて事務局案2の後にも引き続き検討が必要な課題については、まず電子申請時の手数料徴収の取り扱いがある。現状、一部、指定申請時に手数料を徴収している場合があり、その方法についても証紙や証紙以外等自治体によって対応が分かれている。手数料の徴収について、電子申請時のシステム改修においてどう対応するかについては、引き続き自治体側の現状や要望について情報収集しながら検討が必要である。また、複数の事業所・施設を運営している法人において、介護保険制度以外の総合事業や、他の制度（老人福祉法や障害者総合支援法）等の申請も同時に必要な場合、介護保険制度と同じシステム上での電子申請を可能にするのかについても課題が残っている。

更に現在の事務局案2において提出された申請内容は、自治体側で事業所台帳管理システムへの手入力またはファイル取り込みが必要となるが、将来的には自治体側の入力負担を軽減させるために、段階的に申請内容の自動転記ができるよう、連携を進める必要がある。また、介護サービス事業所側でID・PWの管理をしやすいするため、今後は情報公表システム以外のLIFEや電子請求等と連携した認証方法についても検討が必要である。その他にも、事務局案2以降の更なる改修にあたっては、電子申請受付結果を通知する際に加算関連届出の結果をあわせて通知する機能の追加や、電子申請時の締め切り日の解釈について自治体間の見解の統一、指定事務と公表事務の管轄が異なっており、かつ複数の保険者への指定申請等が必要な地域密着型サービス等における提出の取り扱い、指定業務や公表業務を外部委託している場合の取り扱いや今後の介護報酬改定と合わせた関連システムとの改修スケジュールの整理等についても、検討が必要な課題であると考えられた。

介護サービス情報公表システムを活用した事業所申請について

第 1 回検討委員会

2020年10月28日

MRI 株式会社三菱総合研究所

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

MRI

株式会社三菱総合研究所

目次

事業概要	3
介護サービス情報公表システムを活用した事業所申請について	10
ヒアリング調査結果(中間報告)	15
本日もご意見いただきたい点	27

事業概要

事業の目的

- 介護分野の文書負担軽減については、令和元年度(平成31年度)に設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において議論され、具体的な負担軽減策についてその方向性が示され、特にウェブ入力・電子申請を含むICT化については、3年以内の取組として整理されたところである。
- 本事業は、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の取りまとめで示されている「介護サービス情報公表システム」を活用した指定申請・変更届等の入力項目の標準化等の実現について、その実現可能性、技術的課題、システム改修内容について検討を行うとともに、その実現による自治体関係者や介護事業者等の事務負担軽減について検討することを目的に実施する。

事業の内容

「介護サービス情報公表システム」を活用した指定申請・変更届等の入力項目の標準化等の実現に向けて、検討委員会の設置・開催およびヒアリング調査の実施を通じて、検討すべき課題を整理する。

検討委員会の設置・開催

「介護サービス情報公表システム」の保守・運営を行うシステムベンダー、自治体が導入している事業所管理システムの開発・販売を行うシステムベンダー、指定申請・変更等の申請を受領する自治体関係者等による検討委員会を設置する。検討委員会において、ウェブ入力・電子申請を含むICT化の実現に向けた具体的な検討を行う。

ヒアリング調査の実施

ウェブ入力・電子申請の実現に向けた全体像及び、実現された場合に期待される効果(仮説)について、実際に指定申請・変更等の申請を受領する自治体関係者を対象に、ウェブ入力・電子申請の実現にあたっての自治体及び施設・事業所において想定される課題や、配慮すべき事項等についても把握する。

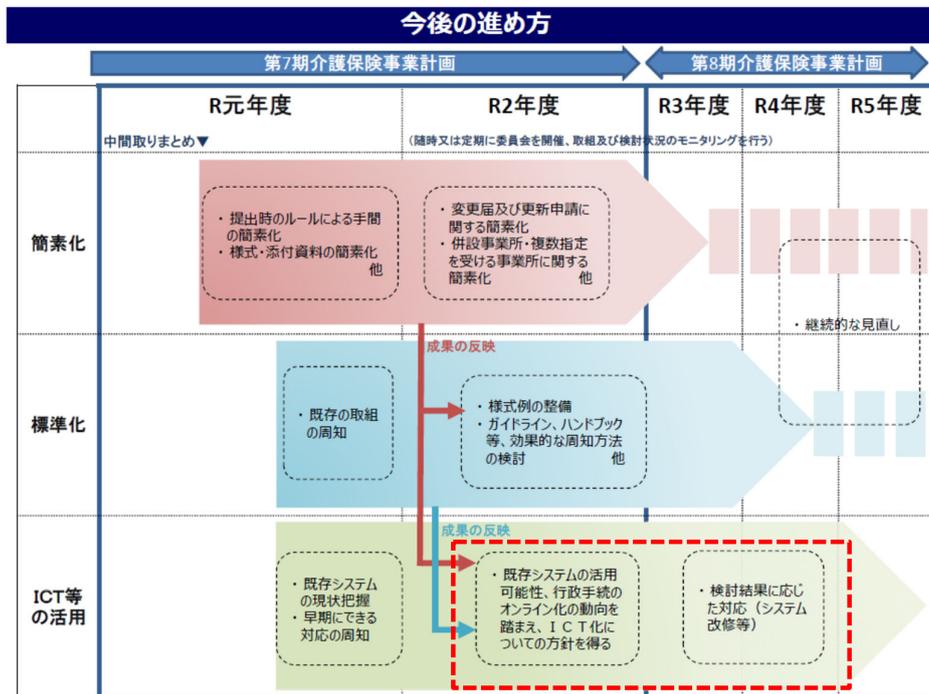
ウェブ入力・電子申請の実現に向けて検討すべき課題の整理

上記の検討委員会での議論およびヒアリング調査の結果を踏まえ、ウェブ入力・電子申請の実現に向けた検討を行う際の参考とし、事務負担軽減に繋がるシステム構築のための要件検討に繋げるべく、具体的に検討すべき課題について整理する。また、自治体業務のデジタル化の動向等を踏まえつつ、ウェブ入力・電子申請の実現に向けた今後の更なる自治体システム改修のあり方についても検討する。

介護サービス情報公表システムを活用した事業所申請について

介護サービス情報公表システムを活用した事業所申請について

令和元年度(平成31年度)に設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において議論され、特にウェブ入力・電子申請を含むICT化については、3年以内の取組として整理されたところである。



出所：厚生労働省「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」第6回委員会資料

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

7

経済財政諮問会議における議論

内閣府経済財政諮問会議においても、介護分野の文書の標準化・電子化の取組を前倒して検討すべきとの議論がされている。

新型コロナウイルスの影響により介護分野の人材不足はさらに深刻化。今後4年間かけて実施する予定の介護文書の簡素化・標準化・ICT化について、取組を早期に前倒しし、負担を抜本的に軽減すべき。

有識者議員提出資料 P.15

＜ICT利活用等による生産性の向上＞

・介護分野の文書について、標準化・電子化の取組を前倒して、今後2年間で順次具体化する。

加藤臨時議員提出資料 P.2

出所：内閣府第9回経済財政諮問会議(令和2年6月22日開催)資料

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

8
23

規制改革推進会議における議論

令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革推進会議」においても、文書量の半減に向けて簡素化・標準化・ICT活用等の目標・対策・スケジュールを具体的に示し、取り組むこととされている。

(2) 介護サービスの生産性向上

ア 介護事業所の行政対応・間接業務に係る負担軽減

<実施事項>

- a 行政への提出書類及びケアプラン等の事業所が独自に作成する文書における介護事業者の負担感と原因について現状を把握した上で、利用者への影響等も踏まえつつ、文書量の半減に向けて簡素化・標準化・ICT活用等の目標・対策・スケジュールを具体的に示し、生産性向上に資する取組を引き続き行う。また、対策についての地方公共団体への周知を徹底する。
- b ローカルルールによる介護事業者の負担を軽減するため、国が定める標準様式においての見直しを行うとともに、地方公共団体が独自に過剰な記載を求めないよう行政提出文書の取扱指針をガイドライン等で示す。

<実施時期>

- a、b: 令和2年度措置

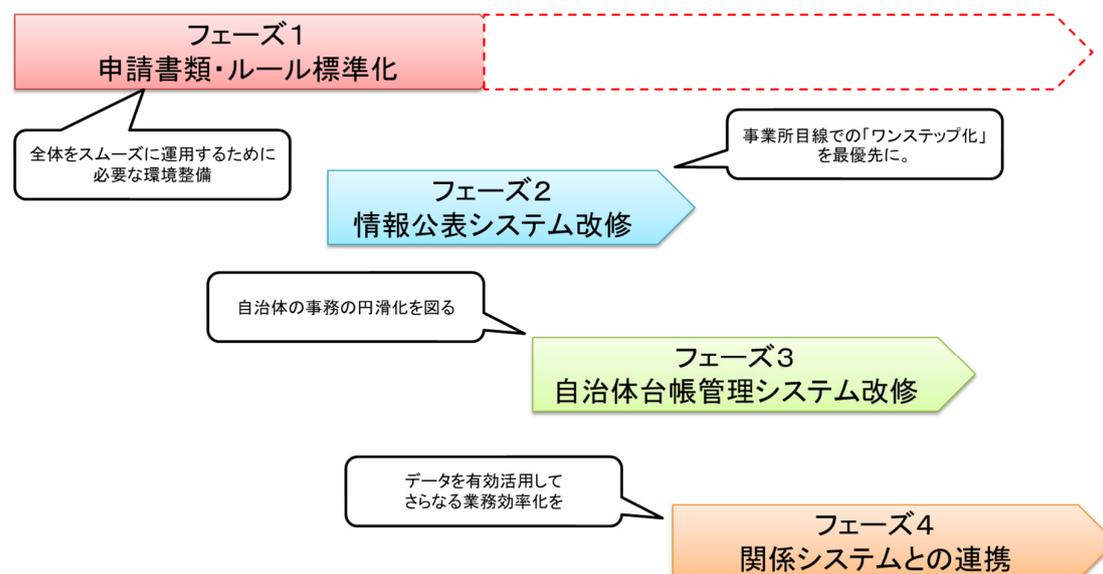
規制改革実施計画 P.27～28

出所：内閣府「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）

介護サービス情報公表システムを活用した事業所申請について

令和2年度以降は、ウェブ入力・電子申請を含むICT化について、申請書類・ルール標準化による環境整備を行った上で、情報公表システム、自治体台帳管理システムの改修を経て、関連システムとの連携を見据えている。

介護サービス情報公表システムを活用した事業所申請について



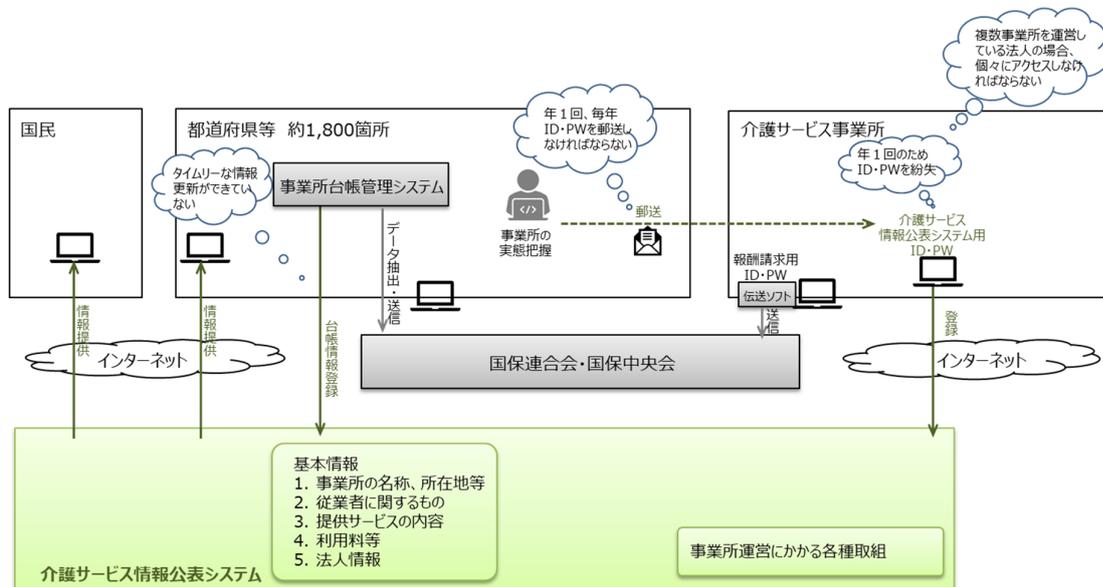
介護サービス情報公表システムと事業所台帳管理システムの現状

介護サービス情報公表システムと事業所台帳管理システムの現状は以下のとおりであり、直接データが連動する仕組みになっていない。

現状

介護サービス情報公表システムを中心とした各システムとの連携

○ 介護サービス情報公表システムを中心としたシステム間での情報連携の状況（現在）を、以下の図に示す。



介護サービス情報公表システムでの変更・更新申請のための現状の課題

前述の現状を受けて、介護サービス情報公表システム上で変更・更新申請のデータのやり取りを行うための、介護サービス情報公表システムを中心とした各システムとの連携の課題を以下のとおり事務局で整理した。

都道府県等自治体

- 情報公表システムのID・PWについて、毎年、介護サービス事業所へ郵送しなければならない
- 事業所台帳管理システムと情報公表システムの連携が取れておらず、タイムリーな情報連携ができていない

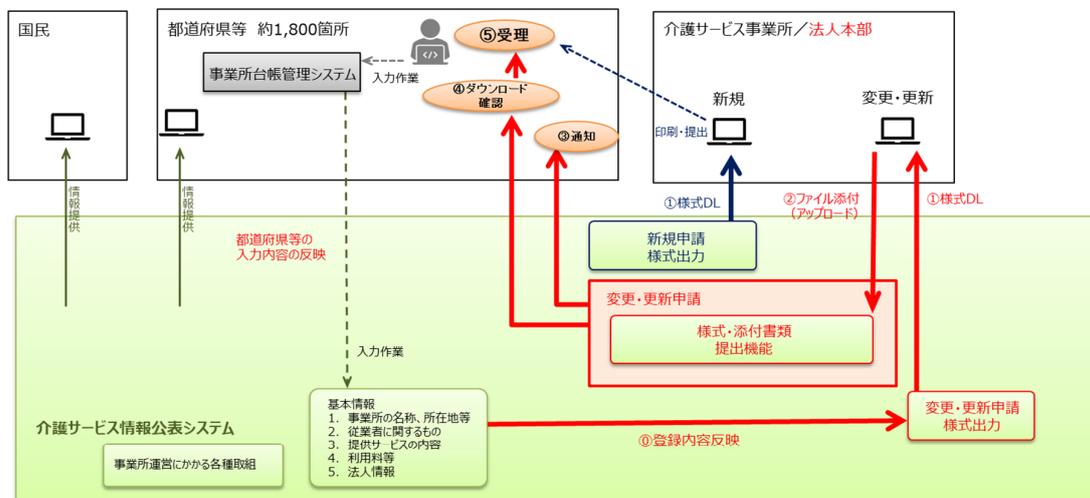
介護サービス事業所

- 複数事業所を運営している法人の場合、個々の事業所のID・PWでアクセスしなければならない
- 情報公表システムの更新が年1回のため、ID・PWを紛失することがある
- 他のシステムとID・PWが異なる
- 他のシステムと登録内容が重複する場合がある

介護サービス情報公表システムの改修案

介護サービス事業所側の業務負担の軽減のために、まず変更・更新申請について情報公表システムでの申請を可能にしようか。

フェーズ2 介護サービス情報公表システムの改修（R3年度実施予定）



○メリット

- 情報公表システムに記載している情報が様式に転記されるので、事業所の事務負担が大幅に軽減される。
- 同一法人が運営する複数事業所を紐付ける機能を実装予定。これにより、法人情報の一括登録・修正が可能となり、事業所負担が軽減する。
- 都道府県等・介護サービス事業所が申請状況の進捗を確認しやすくなる

○課題

- 都道府県等が事業者台帳管理システムに手入力する仕組みに変わりはなく、負担軽減は少ない。

3

フェーズ2への改修による更新・変更申請時の変化

フェーズ2へ改修したことによる、都道府県等自治体、介護サービス事業所それぞれにおいて想定される変化を以下のとおり事務局で整理した。

	現状	フェーズ2
都道府県等自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・提出を受けて事業所側の申請状況を把握 ・提出された資料（紙）をもとに事業所台帳管理システムへ手入力 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所側の申請の進捗状況を把握 ・情報公表システムよりダウンロードしたファイルをもとに手入力
介護サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・様式に該当する項目を記載 ・持参、郵送またはメールで申請 ・通知書により、結果のみ通知 ・法人情報の更新・変更の場合は、事業所ごとに複数回申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・転記されている情報をもとに修正 ・情報公表システムによる申請可 ・申請状況の進捗を確認可能 ・法人情報の一括登録・修正可

ヒアリング調査結果(中間報告)

ヒアリングの目的およびヒアリング項目

- ウェブ入力・電子申請の実現に向けた全体像及び、実現された場合に期待される効果(仮説)について、実際に指定申請・変更等の申請を受領する自治体関係者を対象に、ウェブ入力・電子申請の実現にあたっての自治体及び施設・事業所において想定される課題や、配慮すべき事項等についても把握する。

- 具体的なヒアリング項目は以下のとおり。

1. フェーズ2について

- ① 変更・更新申請の受付について:現状の業務フロー(審査や事業所台帳への登録等)における課題
- ② 法人による一括申請について:現状の業務フロー(審査や事業所台帳への登録等)における課題
- ③ その他:フェーズ2を実現するにあたり、配慮しておくべき事項等

2. 市町村・事業所のID・PWの発行業務について

- ① 発行業務について
- ② 業務の負担感について
- ③ ID・PWと紐づく情報について:メールアドレス等
- ④ その他:今後、IDとメールアドレスを紐づけ、PWを事業所が管理するとした場合、事業所で課題となる点

ヒアリング調査結果1:フェーズ2の変更・更新申請の受付について

現状、各指定権者によって異なっている申請様式や添付書類、提出期限の課題について整理する必要がある一方、全国統一にした場合の負担や課題に関する意見があった。

申請様式や添付書類について

- 変更・指定更新に係る様式は条例施行規則において定めているところであるが、この様式に拠らず、**全国共通の様式に拠るのであれば、条例施行規則の改正が必要**となる。
- あるいは、情報公表システムと併せ、**独自様式での紙での申請も併用するのであれば、事務負担軽減に逆行するのではないか。**
- 自治体により必要な添付書類が異なるので、**様式をダウンロードするページは自治体ごとに作成する必要がある。**
- 現在、各種届出の際は、自治体独自の様式(管理表)にて事業所側の連絡先を記載いただいている。仮に、様式の統一に伴い、**市町村独自様式を廃止するのであれば、提出の段階で、担当者の連絡先を記入する仕様にする必要がある。**(届出元について、法人本部・事業所両方許容した場合、担当者の記載がなければ、どちらからの届出かわからない。)
- **各申請(特に新規申請と加算届)の締切の概念はどう扱うのか?** 新規申請等の提出期限は、現状自治体ごとに異なる。将来的にシステム連携を予定するのであれば、提出期限を統一する必要がある。(統一しなければ、システムの仕様がかなり複雑になる可能性がある。)

ヒアリング調査結果1:フェーズ2の変更・更新申請の受付について

自治体内での審査の機能、または添付書類の内容確認のための機能を追加してもらいたいとの意見や、既存の事前審査を行っている一部業務への影響に関する指摘があった。

審査の流れについて

- 審査の流れの機能を追加してもらいたい。
- 常勤換算人数の要件が求められる加算等に関して勤務表などの**添付書類の確認のために、打ち出し作業が必要となるのが懸念**である。画面上でも入力間違いがないように共通様式などを示してもらわないと厳しいかもしれない。
- 各種基準確認のため、変更内容によっては、事前に変更届の提出をお願いしていることもある(例:事業所所在地変更の際、引っ越し先の物件・レイアウトについて、設備基準を満たすかの確認)。仮に、業務フローの改定に伴い、**届出の時期が画一的に限定されてしまうと、事前確認ができなくなってしまう。**
- **一部の変更や更新の際には対面での提出を求めている**ため、ICT化した際には対応方法について検討する必要がある。料金表の変更やレイアウトの変更では、積算根拠の考え方や、図面をもって細かい説明が必要であるため、対面での提出を求めている。また、更新や管理者の交代(特に介護老人保健施設)では担当者や管理者に責務等の説明をしているため、対面での提出を求めている。

ヒアリング調査結果1:フェーズ2の変更・更新申請の受付について

電子申請での対応が難しい介護サービス事業所側に対する適切な支援の必要性、また、事業所側のID・PWの適切な管理に関する懸念等の意見があった。

介護サービス事業所側の対応・支援について

- ITリテラシーが低い事業所も少なからず存在するため、フェーズ2への移行の際は、**システム入力の方法に対する問い合わせ機能の設置及び、分かりやすいマニュアルを作成する等、案内を充実させる必要がある。**(現状、変更届の約20件に1件は手書き書類での届出となっている。)

【事業所(法人)のITリテラシーに関する課題の例】

(1)OSや各種ソフトのUpdateを行っていない。

(2)メールアドレスの管理が甘く、法人としてのアドレスではなく担当者個人のアドレスが使用されるケースが多々ある。

(3)ID、PWの重要性の認識が低く、他法人(コンサル業、フランチャイズ元等)へ渡してしまう可能性。あるいは担当者の退職や移動後もそのままのPWを使い続けてしまう可能性がある。

- **居宅サービスについては、高齢者の職員のみ事業所やパソコン端末のない事業所、パソコンに不慣れな事業所は電子申請が難しいと思われる。**

ヒアリング調査結果1:フェーズ2の変更・更新申請の受付について

一部電子申請ができない事業所側への対応、または介護老人福祉施設の老人福祉法上の申請のために紙申請を併用した場合、事務負担が重くなることへの意見があった。

既存の紙申請と電子申請を併用した場合について

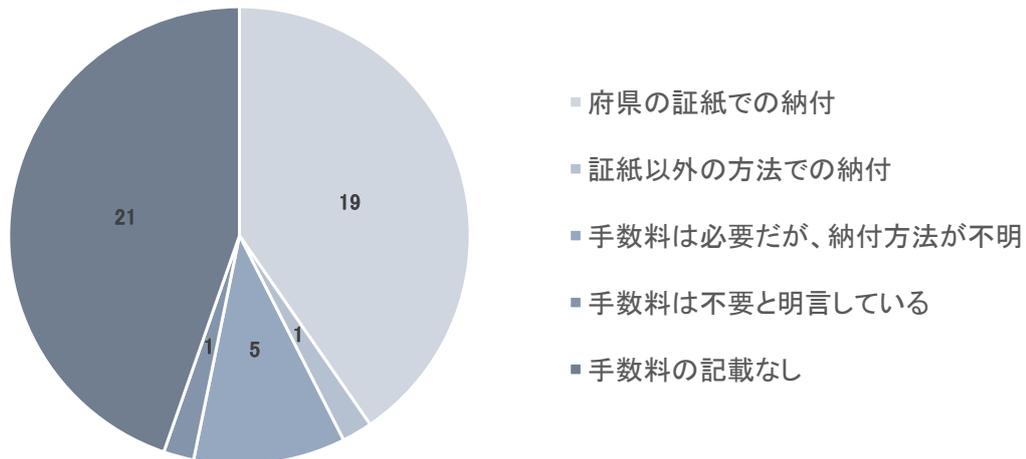
- 電子申請と紙申請が混在する場合について、今、話を聞く限りではかえって負担増に感じられる。**紙で一括にまとめてシステムに登録するほうが負担が少ないかもしれない。**また、電子申請に対応できる事業所がどのくらいあるかにもよると思われる。
- フェーズ2では事業所側は電子申請だが、行政側は入力が必要な仕組みになっていて、電子申請分は画面をみながらシステム上に手入力する形である。事業所数が多いため、フェーズ2の途中段階から参加することに懸念がある。
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について、**老人福祉法上の届出変更や更新申請も同じく対象に含まれる想定なのか、紙申請を併用するのか気になっている。**

(追加) 机上調査結果：手数料の納付方法について

新規申請・指定更新時の手数料の納付方法について47都道府県を対象に机上調査を行った結果、「手数料の記載なし」が21都道府県、19都道府県が「府県の証紙での納付」との結果であった。

変更・更新申請時の手数料の納付方法について

新規申請・指定更新時の手数料の納付方法



ヒアリング調査結果1：フェーズ2の変更・更新申請の受付について

事務負担の軽減のために、添付書類のチェック機能や届出内容の様式への転記機能の追加に関する要望や、介護報酬改定の年度明け以外の開始の希望があった。

その他：追加機能や開始時期に関する要望

- 必要書類が揃っていない状態で申請が行われることが相当数あるため、**書類の不足がある際エラーが出力され、送信できないといった機能が実装されれば**、多少改善される可能性がある。
- 現状、自施設の届出内容や届出状況に関する問い合わせをいただくこともある。**申請様式に届出内容や更新内容が反映されるのであれば**、そういった問い合わせは減るのではないか。
- いつから参加するのかについて**介護報酬改定の年の4～5月は避けてもらいたい**という希望がある。電子申請と紙申請、両方可能となれば、どの方法で提出したほうが良いか、または電子でしか申請ができないと思い込んでいた施設などからの問い合わせが増える。また、電子申請の操作説明も必要で、その周知期間がないと厳しい。

ヒアリング調査結果2：法人による一括申請について

法人より一括で申請があった場合の都道府県内の異なる所管部署への振り分けの問題や、一部法人印等の押印が必要な文書や事業所単位で作成する勤務表については法人側の負担が増える懸念があるとの意見があった。

異なる所管部署への振り分け・承認について

- ❑ 法人による一括申請に際しても、各事業所ごとに所在地を所管部署に正しく振り分けられるシステムの構築が必要となる。
- ❑ 施設サービスと居宅サービス・密着型サービスとで所管課が異なり、法人一括申請においては、一つの届出をどのように審査や処理をするか整理ができていない。

法人側の事務負担について

- ❑ 公表システム上のID、PWの入力を以て押印(本人確認)に替えるという整理で良いか。法人印等の押印が必要な書類(変更届、加算届や市町村独自様式の誓約書等)においては、以下の手順を踏む必要があり、現在(郵送対応)より煩雑になる可能性もある。
「(1)様式DL→(2)印刷→(3)押印→(4)スキャンしPDFファイル等へ→(5)送信」
- ❑ 夜間職員配置加算やサービス提供体制強化加算の算定に際し、施設側で勤務表を作成し、算定条件を満たしているのかの確認をしているため、法人で申請する場合、施設で作成した書類を法人へ提出する、または施設で作成した書類を法人で作り直すなど、返って手間が増えるのではないかと懸念がある。

ヒアリング調査結果2：法人による一括申請について

審査の過程で書類の不備や記入間違い等による照会が必要な場合に備え、申請様式に担当者の連絡先を記入する欄を設ける必要があるとの意見があった。

審査の際の照会窓口について

- ❑ 現在、各種届出の際は、独自の様式(管理表)にて事業所側の連絡先を記載いただいている。仮に、様式の統一に伴い、市町村の独自様式を廃止するのであれば、提出の段階で、担当者の連絡先を記入する仕様にする必要がある。(届出元について、法人本部・事業所両方許容した場合、担当者の記載がなければ、どちらからの届出かわからない。)
- ❑ 法人本部からまとめて申請した場合でも内容に不備がなければ問題はなく、現状も法人と施設、両方からの申請がある。

ヒアリング調査結果3:ID・PWの発行業務について

情報公表システムのID・PW発行業務については、ID・PWの紛失による問い合わせや再発行の負担が重いとの意見があった。

ID・PW発行業務の業務負担について

- ID・PWの失念による問い合わせが非常に多く、業務負担が大きくなっている。
- 公表制度運用において、同類系サービス事業所から構成されるグループ毎にパスワードを設定し、公表計画の通知(「計画通知書」/年1回送付)で、事業所へ通知していることに関しては、特に負担感はない。当業務に関する負担は、事業者のパスワードを紛失による「計画通知書」の再発行依頼が散発的に繰り返される点が挙げられる。

ID・PWと紐づく情報について

- 事業所名、事業所番号、サービス種別、住所、電話番号等を管理している。
- 公表制度運用において、ID及びパスワードは、公表システムの計画登録にかかる様々な情報(※参照:厚労省作成 都道府県向け操作マニュアル(管理システム)_ver4.3)を紐づけている。また、事業所及び運営法人の住所、電話番号、FAX番号(指定事業所台帳と連携)、調査計画(調査機関、訪問予定日時、対応調査員等)、手数料管理、休廃止情報、事業所との連絡対応履歴等をIDと紐づけて管理している。

ヒアリング調査結果4:ID・PWの発行業務について

今後、IDとメールアドレスを紐づけ、PWを事業所が管理するとした場合、事業所で課題となる点として、メールアドレスを持っていない事業所や法人からの一括申請の場合の事業所の特定の問題、問い合わせ対応や申請者認証に関する意見が挙げられた。

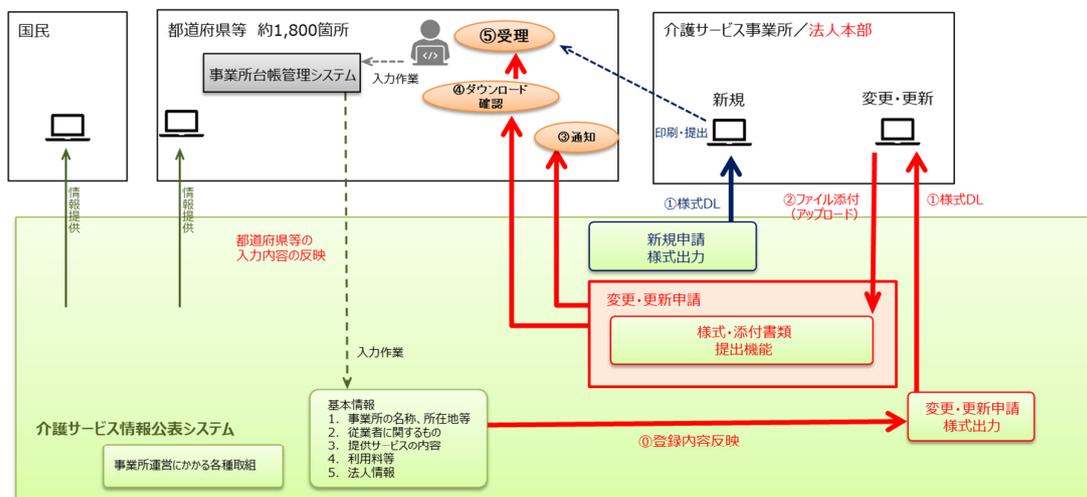
その他:メールアドレスの管理、認証について

- メールアドレスを持たない事業所がある。
- 同一法人で複数の事業所を運営しており、情報公表の業務を法人一括で行っている場合、同じメールアドレスを使っているケースがあり、メールアドレスでのみ紐づけを行うと事業所を区別することができなくなる。
- これまでの経験から、IDやパスワードを紛失する事業所が多発すると思われるので、発行自治体等は、その対応に手間と負担感が多くなると思われる。
- なお、公表システムにおいて、公表情報入力以外の機能を付与される際は、悪用対策として、二段階認証など、申請者確認機能が必要と思われる。

本日ご意見いただきたい点

介護サービス事業所側の業務負担の軽減のために、まず変更・更新申請について情報公表システムでの申請を可能にするにあたり、想定されるメリットや検討しておくべき課題について、ご意見をいただきたい。

フェーズ2 介護サービス情報公表システムの改修（R3年度実施予定）



○メリット

- 情報公表システムに記載している情報が様式に転記されるので、事業所の事務負担が大幅に軽減される。
- 同一法人が運営する複数事業所を紐付ける機能を実装予定。これにより、法人情報の一括登録・修正が可能となり、事業所負担が軽減する。
- 都道府県等・介護サービス事業所が申請状況の進捗を確認しやすくなる

○課題

- 都道府県等が事業者台帳管理システムに手入力する仕組みに変わりはなく、負担軽減は少ない。

3

介護サービス情報公表システムを活用した事業所申請について

第2回検討委員会

2021年2月18日

MRI 株式会社三菱総合研究所

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

MRI

株式会社三菱総合研究所

目次

事業概要	3
介護サービス情報公表システムを活用した事業所申請について	6
本日も意見いただきたい点	23

事業概要

事業の目的

再掲：第1回委員会

- 介護分野の文書負担軽減については、令和元年度（平成31年度）に設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において議論され、具体的な負担軽減策についてその方向性が示され、特にウェブ入力・電子申請を含むICT化については、3年以内の取組として整理されたところである。
- 本事業は、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の取りまとめで示されている「介護サービス情報公表システム」を活用した指定申請・変更届等の入力項目の標準化等の実現について、その実現可能性、技術的課題、システム改修内容について検討を行うとともに、その実現による自治体関係者や介護事業者等の事務負担軽減について検討することを目的に実施する。

「介護サービス情報公表システム」を活用した指定申請・変更届等の入力項目の標準化等の実現に向けて、検討委員会の設置・開催およびヒアリング調査の実施を通じて、検討すべき課題を整理する。

検討委員会の設置・開催

「介護サービス情報公表システム」の保守・運営を行うシステムベンダー、自治体が導入している事業所管理システムの開発・販売を行うシステムベンダー、指定申請・変更等の申請を受領する自治体関係者等による検討委員会を設置する。検討委員会において、ウェブ入力・電子申請を含むICT化の実現に向けた具体的な検討を行う。

ヒアリング調査の実施

ウェブ入力・電子申請の実現に向けた全体像及び、実現された場合に期待される効果(仮説)について、実際に指定申請・変更等の申請を受領する自治体関係者を対象に、ウェブ入力・電子申請の実現にあたっての自治体及び施設・事業所において想定される課題や、配慮すべき事項等についても把握する。

ウェブ入力・電子申請の実現に向けて検討すべき課題の整理

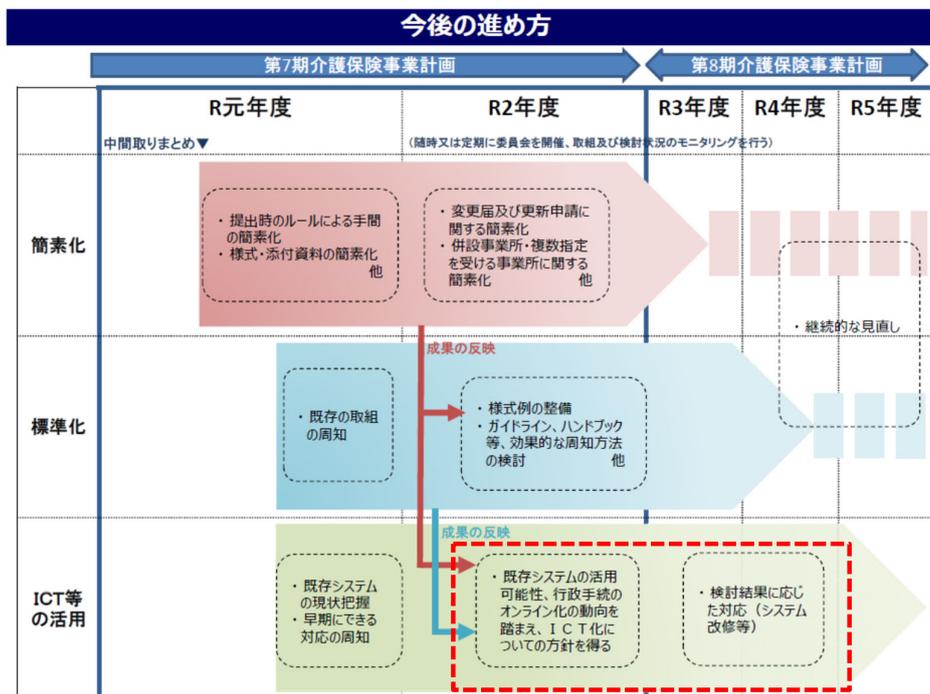
上記の検討委員会での議論およびヒアリング調査の結果を踏まえ、ウェブ入力・電子申請の実現に向けた検討を行う際の参考とし、事務負担軽減に繋がるシステム構築のための要件検討に繋げるべく、具体的に検討すべき課題について整理する。また、自治体業務のデジタル化の動向等を踏まえつつ、ウェブ入力・電子申請の実現に向けた今後の更なる自治体システム改修のあり方についても検討する。

介護サービス情報公表システム(以下、情報公表システム) を活用した事業所申請について

情報公表システムを活用した事業所申請について

再掲：第1回委員会

令和元年度（平成31年度）に設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において議論され、特にウェブ入力・電子申請を含むICT化については、3年以内の取組として整理されたところである。



出所：厚生労働省「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」第6回委員会資料

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

7

経済財政諮問会議における議論

再掲：第1回委員会

内閣府経済財政諮問会議においても、介護分野の文書の標準化・電子化の取組を前倒して検討すべきとの議論がされている。

新型コロナウイルスの影響により介護分野の人材不足はさらに深刻化。今後4年間かけて実施する予定の介護文書の簡素化・標準化・ICT化について、取組を早期に前倒しし、負担を抜本的に軽減すべき。

有識者議員提出資料 P.15

＜ICT利活用等による生産性の向上＞

・介護分野の文書について、標準化・電子化の取組を前倒して、今後2年間で順次具体化する。

加藤臨時議員提出資料 P.2

出所：内閣府第9回経済財政諮問会議（令和2年6月22日開催）資料

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

8
37

規制改革推進会議における議論

再掲：第1回委員会

令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革推進会議」においても、文書量の半減に向けて簡素化・標準化・ICT活用等の目標・対策・スケジュールを具体的に示し、取り組むこととされている。

(2) 介護サービスの生産性向上

ア 介護事業所の行政対応・間接業務に係る負担軽減

＜実施事項＞

- a 行政への提出書類及びケアプラン等の事業所が独自に作成する文書における介護事業者の負担感と原因について現状を把握した上で、利用者への影響等も踏まえつつ、文書量の半減に向けて簡素化・標準化・ICT活用等の目標・対策・スケジュールを具体的に示し、生産性向上に資する取組を引き続き行う。また、対策についての地方公共団体への周知を徹底する。
- b ローカルルールによる介護事業者の負担を軽減するため、国が定める標準様式においての見直しを行うとともに、地方公共団体が独自に過剰な記載を求めることがないように行政提出文書の取扱指針をガイドライン等で示す。

＜実施時期＞

- a、b：令和2年度措置

規制改革実施計画 P.27～28

出所：内閣府「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)

第1回検討委員会でのご意見と対応方針案

第1回検討委員会における主なご意見および、事務局の対応方針案については以下のとおり。

N O	分類	ご意見	委員会回答 (赤字：第1回委員会後の事務局対応案)
1	様式の標準化 (指定申請)	今回のシステム化の要件でネックとなるのは様式の統一である。現状は、厚生労働省提示の参考様式を自治体事務に照らし合わせて、項目を追加したり書類を増やしたりしている。様式の統一のハードルは高く、様式の標準化が重要と認識している。	「介護分野の文書の簡素化・標準化に向けた調査研究事業」にて検討されているところであり、そちらの検討結果も踏まえてシステム仕様の検討を進めていきたい。(参考資料2「簡素化・標準化に向けた調査研究事業」第2回WG資料参照)
2		介護保険には様々なサービスがあり、付表情報がそれぞれバラバラである。今後電子申請になった場合、システム化は大変な作業となる。	
3	様式の標準化 (加算)	加算に関する届出の標準化はかなりハードルが高い。例えば、事業所の指定基準における人員基準は4週間=28日を基準として考えられている。実際には加算の基準は28日から31日のばらつきがあり、尺度が違う点が議論として難しい。社会保障審議会で議論されている加算の仕組みが細分化されていくのであれば、現場でも加算に関する事務処理のハードルは高まっていく。	報酬算定の機能もこのシステムに搭載できればと考えられる。標準化のハードルは高い。平面図もそうだが、全てを標準化するシステムではなく、自治体によっては独自で求めている書類もあるので、文字情報にするのが難しい文書について添付ファイルの機能は必要だと考えている。手続が簡素化されてシステム上で自治体への届出ができるのであればメリットはあるのではないかと。
4		台帳管理システムからみれば、過去から蓄積されている加算情報は項目が多く取扱いが難しい。特に付表の扱いが難しい。	上記同様、老健事業「簡素化・標準化に向けた調査研究事業」にて検討されているところであり、そちらの検討結果も踏まえてシステム仕様の検討を進めていきたい。

第1回検討委員会でのご意見と対応方針案

第1回検討委員会における主なご意見および、事務局の対応方針案については以下のとおり。

N O	分類	ご意見	委員会回答(赤字:第1回委員会後の事務局対応案)
5	平面図等の登録	情報公表システムでも事業所台帳管理システムでも平面図は管理していない。平面図のように紙としてのみ扱っている情報を電子申請やWeb入力の対象にすることは手続的に困難である。その点をどのようにしていくか。	平面図は画像ファイルを添付できるなども事務局内で検討したい。 図面等、ファイル添付の機能を実装する方向で検討したい。
6		事業所平面図のような一部紙情報として残るものの対応を検討すべきであろう。平面図以外の選択肢として施設の面積や配置を文章で表現できるか、平面図の要件にチェックをすることで評価する等が考えられる。	
7	データの管理	データ入力でのCSV形式は、先方のデータ形式が不明な場合もあり、カンマで区切るだけでなく、XML形式等データの形式を検討していく必要がある。	本事業では、CSV形式にこだわる話ではない。情報システムの仕様について議論する場ではないので、開発・設計フェーズで検討したい。
8		公文書の管理ではデータフォーマットが議論になっている。10年以上、例えば30年後にどのデータフォーマットが使用されているかはコンピュータ業界でも予測できない。結局はテキスト形式になってしまう恐れはある。平面図もデータで保存するなど今後を見据えた議論が必要である。	直近の改修案ではPDF、CSVでのDLを想定しており、保管方法については、各自治体の保管ルールの基に実施いただきたい。

第1回検討委員会でのご意見と対応方針案

第1回検討委員会における主なご意見および、事務局の対応方針案については以下のとおり。

N O	分類	ご意見	委員会回答(赤字:第1回委員会後の事務局対応案)
9	情報公表との連携	ID登録、事業者基本情報の登録においては、全ての事業者が一気に情報公表システムへ入力すると管理が大変であり、1か月ごとにグループ化して事業者に通達し、パスワードの有効期限についてもグループ毎に決定している。 有効期限が終わればIDが凍結される。運用について、県のHPや外郭団体を活用されているケースもあり、情報公表システムの変更で活用が便利になるか見えにくい面はある。	情報公表システムとの連携にあたっては、制度の見直しも含め、引き続き検討していく課題として把握しておく。
10	ID/PW	ID/パスワードの管理については、ヒアリング結果にもあったように、退職者がデータを持ちうる可能性や、マネジメントとしての不安な点もある。事業所番号や法人番号などをIDとして、パスワードは法人メールに対し発行することで十分対応できるのではないか。	既存の仕組みとして、GビズID(経産省)の仕組みを活用する等の導入を検討することなど、ID/PWの発行・管理に関する負担軽減策について、本調査研究事業における対応案としてはどうか。
11		ID/パスワードも本人確認は自治体では困難であり、配慮いただきたい。	

第1回検討委員会でのご意見と対応方針案

第1回検討委員会における主なご意見および、事務局の対応方針案については以下のとおり。

N O	分類	ご意見	委員会回答(赤字:第1回委員会後の事務局対応案)
12	グランドデザイン	システム開発にあたっては、一般的に最終型をグランドデザインすることが重要である。最終的なシステムの構成や開発規模などがデザインされていないと「改修案」が議論できない。最終型のシステムの目指すもの、ゴールが必要である。	最終ゴールは描いているが、制度上の壁や運用上のハードルもある。この事業で理想形を目指したい。グランドデザインについては、事務局でも考えていきたい。
13		介護事業者にとってワンストップであることの重要性である。老人福祉法、総合事業、障害者福祉関連の届出、或いは介護保険上の届出がその都度必要ならば非効率である。一つの共通プラットフォームで受理され、各担当部署に共有されるシステム・コンセプトが望ましい。	本改修案に至った経緯では、まず介護分野の入力様式を標準化することが目的である。情報公表システムにある情報を転記するというのが当初のスタートラインであった。しかし、年度明けの諮問会議、規制改革推進会議で加速化の動きがあり、この絵になった。ゴールは、全ての手続きが電子でできるようにすることである。
14		システム改修の手続を再構築する上で、この改修案が正解なのか自信が持てない。選択肢としてA案、B案、C案の中で、本改修案を提示した事務局の思考プロセスが各委員と共有されるはずである。本改修案にたどり着くまでの制約条件やヒアリング結果を踏まえ、メリット/デメリットの評価などを加え、次回報告いただきたい。	第2回委員会では、1回委員会のご意見を踏まえたべき将来像を提示した上で、直近の改修案について改善案を示す。
15	情報公表システムとのデータ連携タイミング	データのリンクのタイミング、事業所台帳管理システムから出力先の情報公表システムへのサイクルが大事である。ありえないかもしれないが、更新サイクルが3か月や6か月とかであれば古い情報でしか申請書が作成できないといったことにはなるのではないかと危惧する。新規の情報は直ちに公表されるが、廃止情報の公表は遅れる例もあるので、データ更新頻度についても調整いただきたい。	現状は年に1回であるが、システムの制約条件とする必要はない。その点は、分けて考えていく方がよいかもしれない。
16		運用上、都道府県内の介護保険事業者の情報を取りまとめて国保連合会・国保中央会とデータ連携している。こうしたサイクルと合わせていけばよいのではないか。	

第1回検討委員会でのご意見と対応方針案

第1回検討委員会における主なご意見および、事務局の対応方針案については以下のとおり。

N O	分類	ご意見	委員会回答(赤字:第1回委員会後の事務局対応案)
17	その他	既存システムの活用という点で、現場の立場から一度入力された情報を印刷して変更情報を再度アップロードするという考えは持ち合わせていなかった。介護現場のシステムに限らず、その他のシステムでもWeb上で情報登録できるシステムが数多くあるので、紙情報と電子情報が並行することがないように進めることが必要である。	紙情報と電子情報が混在する状況については、電子化が進めば基本的に解決すると考えている。
18		電子化を進めるならば、「電子情報しか受け付けない」といった強制化をしないと進まない。	
19		徹底的にペーパーレスにこだわるべきである。PDFやCSV化によって、印鑑廃止や紙文書の廃止を進めるべきである。	
20		新規申請・指定更新時の手数料について、都道府県によって徴収有無が違っている現状もあるようだ。	本調査研究事業における対応案としては、都道府県の手数料の徴収状況や改修時期における関連制度の状況を踏まえ、引き続き検討するとしてはどうか。

情報公表システムと事業所台帳管理システムの現状

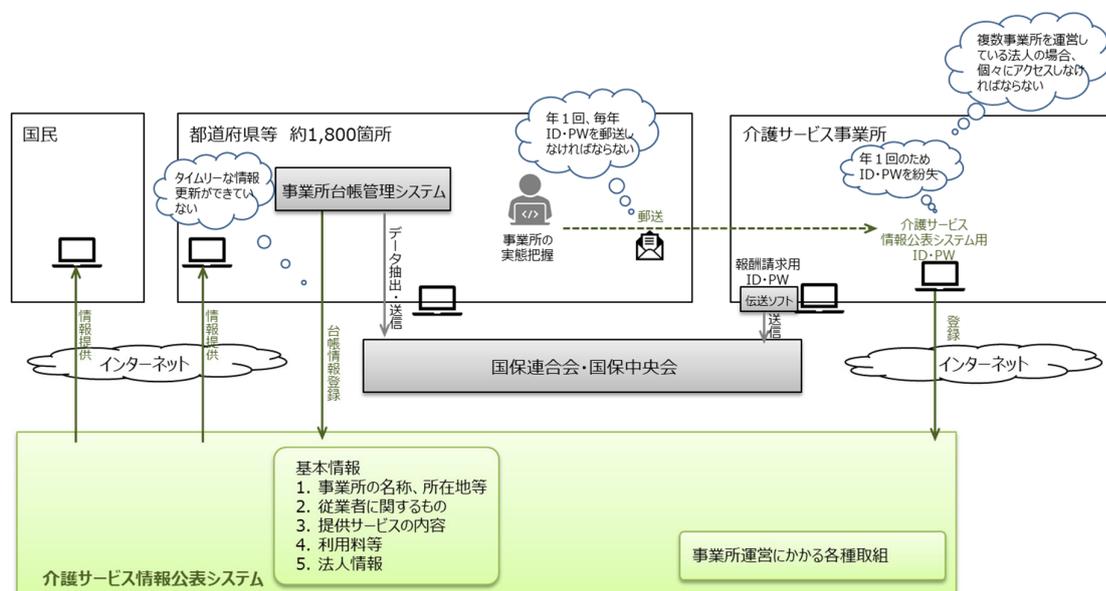
再掲: 第1回委員会

情報公表システムと事業所台帳管理システムの現状は以下のとおりであり、直接データが連動する仕組みになっていない。

現状

介護サービス情報公表システムを中心とした各システムとの連携

○ 介護サービス情報公表システムを中心としたシステム間での情報連携の状況（現在）を、以下の図に示す。



情報公表システムに関する現状の課題（申請関連）

前述の現状および第1回委員会でのご意見を受けて、自治体および介護サービス事業所における申請および情報公表の現状および課題を以下のとおり事務局で整理した。

申請 (指定・更新・変更届)	現状			課題			第1回委員会ご意見
	自治体	介護サービス事業所	国民	自治体	介護サービス事業所	国民	
申請		持参、郵送またはメールで申請			紙による指定申請の負担 (紙での提出資料の準備、持参での提出のための移動、郵送での提出の場合のタイムラグ等)		「5~6 平面図等の登録」 「7~8 データの管理」
審査	提出を受けて事業所側の申請状況を把握			事業所側の指定申請状況の管理の負担			
		他法(老人福祉法、障害者総合支援法等)の手続きは別途申請			同様の内容の申請の負担		
	提出された様式の記載内容について確認			申請内容の審査の負担 (自治体職員の業務負担)			
事業所台帳登録		様式の記載内容の訂正や、追加様式の提出が必要な場合の都度、提出が必要			訂正や再提出のための負担、審査期間の延長の負担		
	提出された資料(紙)をもとに事業所台帳管理システムへ手入力			事業所台帳管理システムへの入力の負担			
結果通知 (その他)		通知書により、結果のみ通知			申請状況の進捗を確認できない		
	(必要な場合)申請時に手数料を徴収						「20 その他」

情報公表システムに関する現状の課題(情報公表関連)

前述の現状および第1回委員会でのご意見を受けて、自治体および介護サービス事業所における申請および情報公表の現状および課題を以下のとおり事務局で整理した。

情報公表	現状			課題			第1回委員会ご意見
	自治体	介護サービス事業所	国民	自治体	介護サービス事業所	国民	
ログイン	年1回以上、情報公表システムID・PWを(再)発行	情報公表システム以外のCHASE、VISIT等のID・PWの管理が必要		情報公表システムのID・PW発行の負担	情報公表システム以外のCHASE、VISIT等のID・PWの管理負担		「9 情報公表との連携」 「10~11 ID/PW」
情報登録		指定申請とは別途、情報登録が必要			指定申請および情報登録の共通項目の二重提出の負担		「15~16 情報公表システムとのデータ連携タイミング」
審査		情報公表システム上の必要項目を一から入力					
公表	公表項目の限定的な項目の管理			公表項目全体の入力確認が必要			
			情報公表システムは原則、年1回更新のため、最新情報は把握不可			介護サービス事業所の最新情報の把握	「15~16 情報公表システムとのデータ連携タイミング」

情報公表システムに関する現状の課題(情報公表関連)

前2頁に記載した申請関連及び情報公表関連で抱える課題についてまとめると以下のとおりとなる。

	申請段階(指定・更新・変更届 随時)	情報公表の準備(年1回)	情報公表	
データの流れのイメージ				
現状において抱える課題	自治体	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業所側の指定申請状況の管理の負担 ✓ 申請内容の審査の負担 ✓ 事業所台帳管理システムへの入力の負担 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報公表システムのID・PW発行の負担 ✓ 公表項目全体の入力確認が必要 	
	介護サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 紙による指定申請の負担 ✓ 同様の内容の申請の負担 ✓ 訂正や再提出のための負担、審査期間の延長の負担 ✓ 申請状況の進捗を確認できない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報公表システム以外のCHASE、VISIT等のID・PWの管理負担 ✓ 指定申請および情報登録の共通項目の二重提出の負担 	
	国民			<ul style="list-style-type: none"> ✓ 介護サービス事業所の最新情報が把握できない

課題に対する解決策の検討(申請関連及び情報公表関連)

申請関連及び情報公表関連で抱える課題を解決するシステムによる解決策として、以下の3つの案が考えられるが、費用や期間等の観点から、情報公表システムを拡張する案3が最適な解決方法と考える。

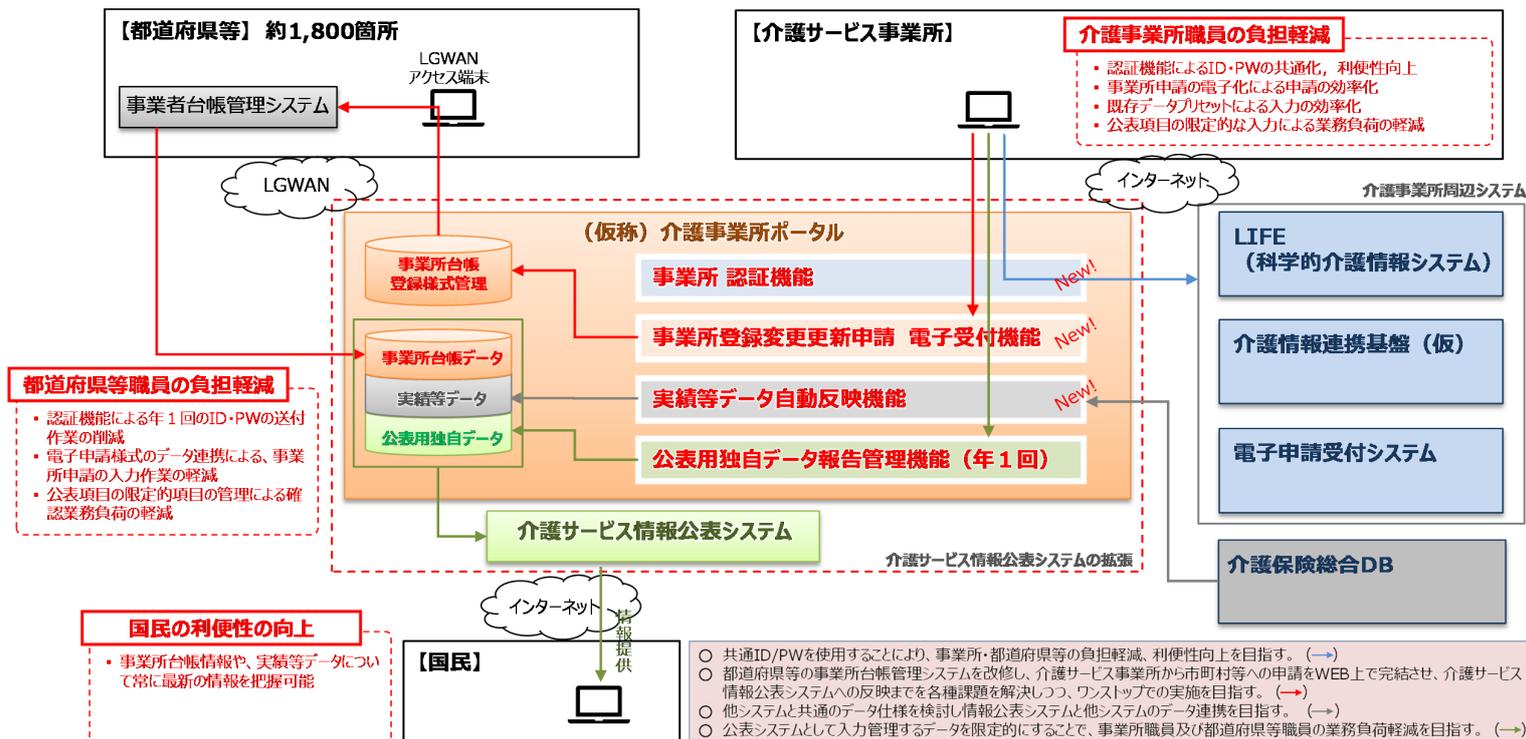
	解決方法案のイメージ	案の概要	費用	期間	課題への解決策	
					申請関連	情報公表関連
案1		<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県で管理する指定事業者管理システムを介護事業者向けに改修し、電子受付申請を可能にする 	<ul style="list-style-type: none"> 既存システムの改修となるが、47都道府県それぞれにおいて改修が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> 既存システムの改修のため、早期に実現が可能 47都道府県での実施のためバラツキあり 	<ul style="list-style-type: none"> 申請業務としては効率化される 事業者は47都道府県で申請の入口が別となり煩雑か 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公表として効率化は期待できない
案2		<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県で管理する指定事業者管理システムを国として集約し、新たなシステムとして構築する 	<ul style="list-style-type: none"> 新規開発のため相当な費用がかかる 全都道府県のお他システムとの連携機能も必要 	<ul style="list-style-type: none"> 新規開発のため開発に期間が必要 全都道府県のシステムを移行するため調整も含めて統合に相当な期間が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 申請業務として効率化が期待される 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公表として効率化は期待できない
案3		<ul style="list-style-type: none"> 情報公表システムを拡張して申請情報の入力/提出機能を提供する 各都道府県の指定事業者管理システムとは標準IF仕様を公開しデータ連携する 	<ul style="list-style-type: none"> 既存システムの改修のため、他案と比較して安価 	<ul style="list-style-type: none"> 既存システムの改修のため、電子受付等の最低限の機能拡張は早期に実現が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 申請業務として効率化が期待される(段階的) 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公表として効率化が期待される

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

19

他関連システムとの連携による更なる効率化を目指して(事務局案)

情報公表システムを単にオンライン申請という拡張だけではなく、厚生労働省等が所管する他関連システムと連携することにより、都道府県等職員、介護事業所職員の更なる業務効率化・負担軽減を目指した以下の図に示すような将来像が考えられる。

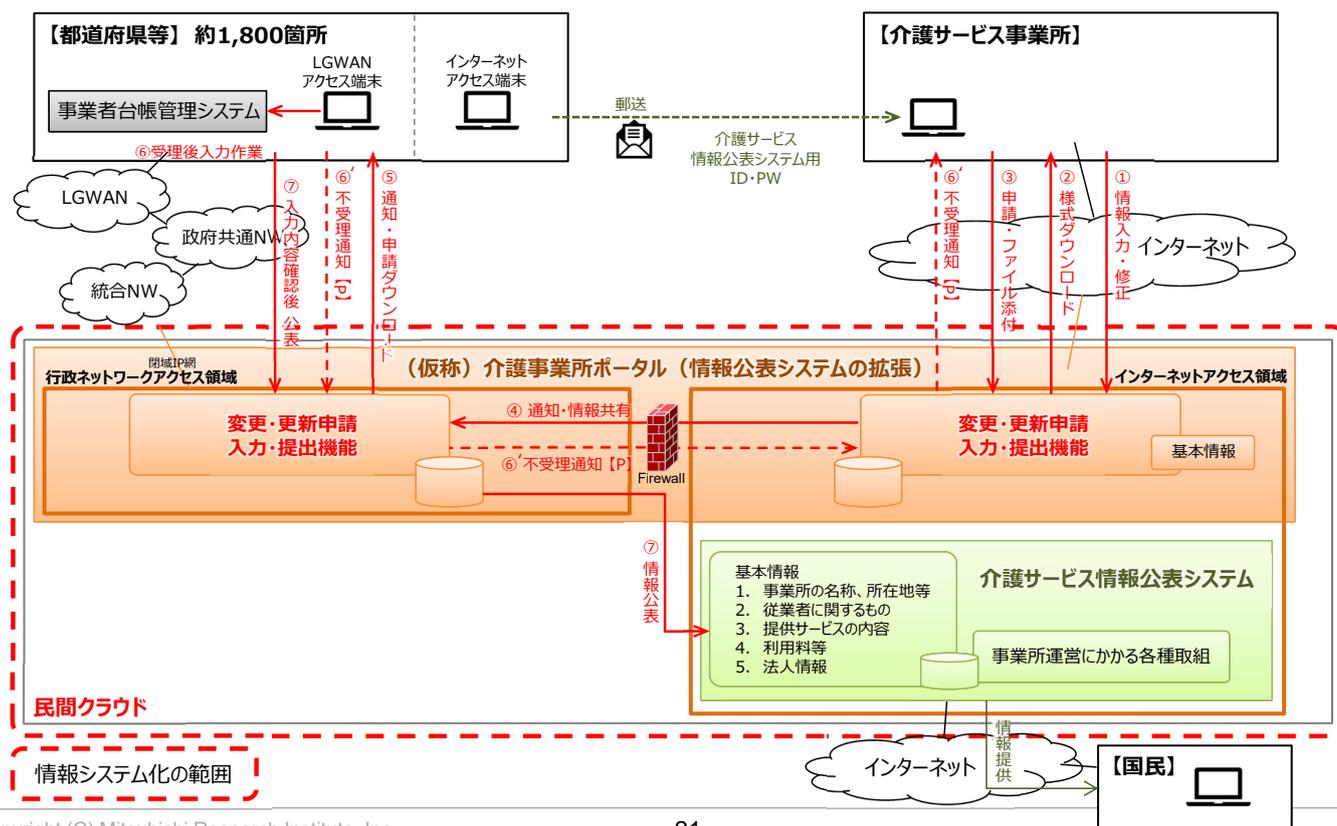


Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

20
43

情報公表システムの改修案

情報公表システムの将来像を目指すために、現状の機能および第1回検討委員会でのご意見を踏まえて事務局で取りまとめた直近で実現可能な改修案は以下の通り。



Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

21

改修案による更新・変更申請時の変化

情報公表システムの改修による、都道府県等自治体、介護サービス事業所それぞれにおいて想定される変化と、引き続き検討が必要な課題について整理した。

	現状	改修案	課題(引き続き検討)
介護サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> 持参、郵送またはメールで申請 通知書により、結果のみ通知 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公表システムを活用した電子申請可能 (WEB入力または手入力、提出書類を添付可能) 申請状況の進捗を確認可能 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公表システムを活用した電子申請 (事業所台帳データからの転記) 事業所台帳データの項目と共通の公表項目の自動入力 総合事業の申請の取扱い
都道府県等自治体	<ul style="list-style-type: none"> 提出を受けて事業所側の申請状況を把握 提出された資料 (紙) をもとに事業所台帳管理システムへ手入力 情報公表システムID・PWの (再) 発行の負担 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所側の申請の進捗状況を把握 情報公表システムによる申請内容をもとに台帳管理システムに登録 (手入力またはファイル取り込み) セキュリティ確保の観点も勘案しつつ、G-Biz IDの活用を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 他制度との連携 (同一法人が老人福祉法、障害者総合支援法等に基づく報告を行う場合の共通項目の取扱い) 事業所台帳管理システムとの連携 (申請内容の自動転記、情報公表システムへの自動反映等) 電子申請時の手数料徴収の取り扱い 他のシステムと連携した認証方法 (共通したIDの使用方法等)

Copyright (C) Mitsubishi Research Institute, Inc.

22
44

本日もご意見いただきたい点

本日もご意見いただきたい点

介護サービス事業所側および都道府県等自治体の業務負担の軽減のために情報公表システムでの申請を可能にするにあたり、主に以下の論点について、ご意見をいただきたい。

- 情報公表システムの将来像・改修案に対する要望・ご意見等
- 情報公表システムの将来像に向けた改修、運用面で配慮しておくべき事項・課題について

○ **ウェブ入力・電子申請 < 指定申請・報酬請求 >**

ウェブ入力や電子申請を推進すべきとの意見があるが、簡素化及び標準化が、ウェブ入力・電子申請等のさらなるICT等の活用の前提となることから、その実現のための諸課題（例：自治体において様式等を定める規則や要綱の改正、自治体のシステム改修等の影響等）を整理し、検討を進める。具体的には、既存の「介護サービス情報公表システム」を活用した、指定申請及び報酬請求に関する届出等の入力項目の標準化とウェブ入力の実現について、その実現可能性、技術的課題及び費用対効果等に関し、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」の機能も参考にしながら、来年度中に検討し、方針を得る。さらに、各都道府県の所有する事業所情報の管理を行うシステムとの連携可能性についても、併せて検討を行う。

○ **データの共有化・文書保管の電子化 < 指定申請・報酬請求・指導監査 >**

自治体と事業者との間でやり取りする文書に関し、ルールと様式を統一し、ウェブ化により各自治体で共有できる仕組みとすべきとの意見や、文書保管について管理の煩雑さや保管場所の観点で負担であるとの指摘がある。この点についても、今後、ウェブ入力・電子申請の検討と併せて、検討する。



○ ICT等の活用については、専門委員会において多数の意見を得ており、それらを踏まえながら、上記のとおり令和2年度中に検討し方針を得る。

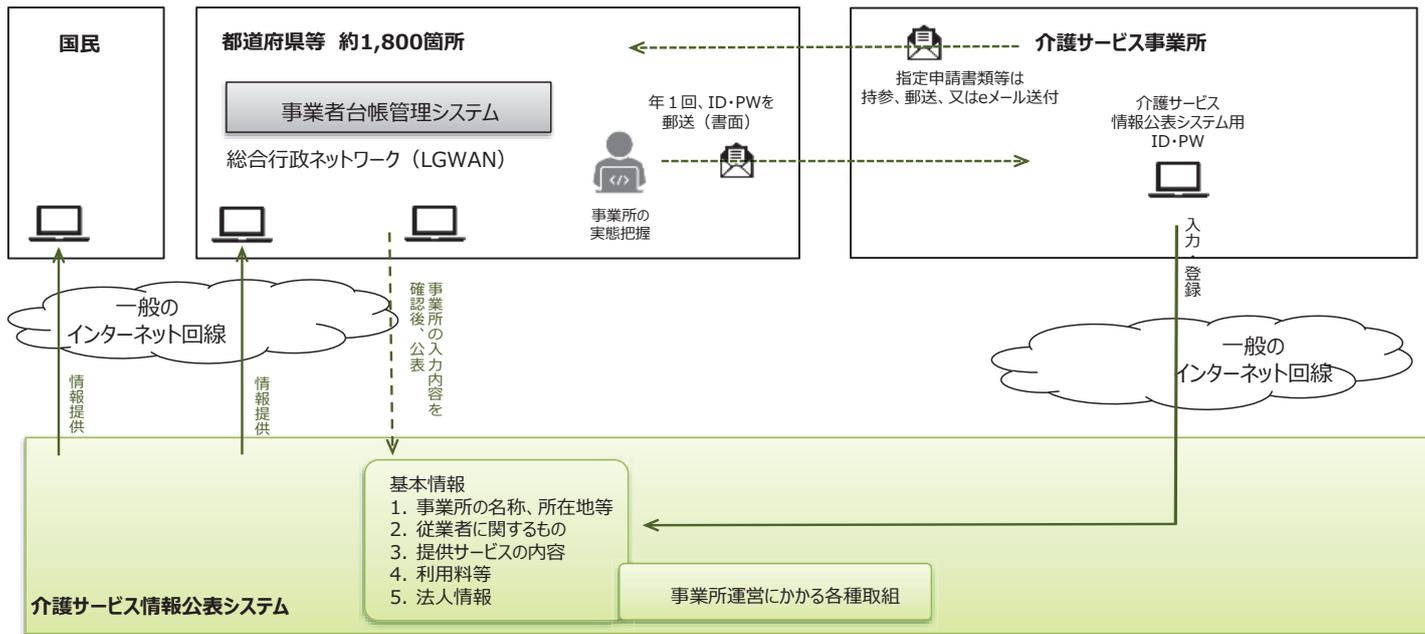
○ 具体的には、令和2年度の老人保健健康増進等事業にて、「介護サービス情報公表システム」を活用した、指定申請・変更届等の入力項目の標準化等の実現について、その実現可能性、技術的課題、システム改修を行う場合の具体的な内容について検討を行うとともに、これが実現した場合、自治体関係者や介護事業者等の事務負担がどのように軽減されるのかについて検討を行う。

ウェブ入力・電子申請の実現案の検討

■ 申請関連及び情報公表関連で抱える課題を解決するウェブ入力・電子申請のシステム案として、以下の3つの案が考えられるが、費用や開発期間等の観点から、介護サービス情報公表システムの機能を拡張する案3が最適な解決方法ではないか。

	解決方法案のイメージ	案の概要	費用	期間	課題への解決策	
					申請関連	情報公表関連
案1		<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県で管理する指定事業者管理システムを介護事業者向けに改修し、電子受付申請を可能にする 	<p>✗</p> <p>✓ 既存システムの改修となるが、47都道府県それぞれにおいて申請機能の拡張が必要となる</p>	<p>△</p> <p>✓ 既存システムの改修のため、早期に実現が可能 ✓ 47都道府県での実施のためバラツキあり</p>	<p>△</p> <p>✓ 申請業務としては効率化される ✓ 事業者は47都道府県で申請の入口が別となり煩雑か</p>	<p>✗</p> <p>✓ 情報公表として効率化は期待できない</p>
案2		<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県で管理する指定事業者管理システムを国として集約し、新たなシステムとして構築する 	<p>✗</p> <p>✓ 全都道府県の事業者管理システムを置き換える大規模な新規開発事業となる ✓ 都道府県の事業者管理システムとの連携機能が必要のため開発規模は大きくなる</p>	<p>✗</p> <p>✓ 大規模な新規開発のため相当な期間が必要 ✓ 事業者管理システムの置き換えのため都道府県との調整に期間が必要</p>	<p>○</p> <p>✓ 申請業務として効率化が期待される（各都道府県の指定事業者管理システムとのデータ連携(※)が必要)</p>	<p>✗</p> <p>✓ 情報公表として効率化は期待できない</p>
案3		<ul style="list-style-type: none"> 国として一元的な事業者申請提出機能を提供する 各都道府県の指定事業者管理システムとは標準IF仕様を公開しデータ連携する 情報公表システムへのデータ連携を行いタイムリーな情報提供を行う 情報公表システムの改修と一体調達として国のシステムとして効率的な開発を検討する 	<p>○</p> <p>✓ 課題解決のため最低限の機能を最小限に開発提供しつつ既存システムの改修を限定的にできる</p>	<p>○</p> <p>✓ 事業者申請の電子受付等、最低限の機能は早期に実現が可能 ✓ 事業者管理システム等連携するシステムは限定的な改修のため早期に実現が可能</p>	<p>○</p> <p>✓ 申請業務として効率化が期待される（段階的：各都道府県の指定事業者管理システムとのデータ連携(※)が必要)</p>	<p>○</p> <p>✓ 情報公表として効率化が期待される</p>

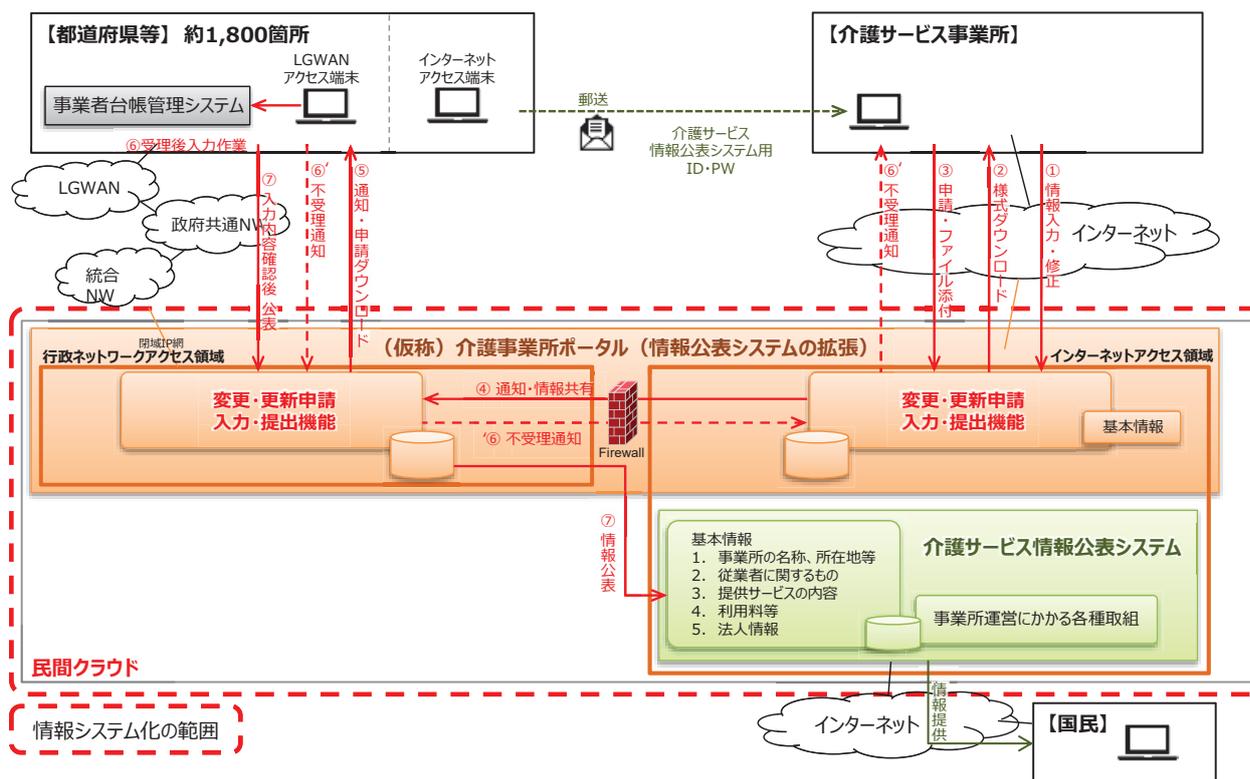
(※) データ連携：標準IF仕様の公開、CSVファイルの出力・入力機能の実装、等が想定できる。



令和2年度老人保健健康増進等事業
「情報公表システムを活用した介護現場における文書負担軽減に関する調査研究事業（三菱総合研究所）」作成資料

ウェブ入力・電子申請の実現案の検討

- 令和2年度老健事業「情報公表システムを活用した介護現場における文書負担軽減に関する調査研究事業（三菱総合研究所）」における検討委員会等の意見を踏まえた、実現可能な改修案は以下のとおり



令和2年度老人保健健康増進等事業
「情報公表システムを活用した介護現場における文書負担軽減に関する調査研究事業（三菱総合研究所）」作成資料

令和3年度介護報酬改定における文書負担軽減や 手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

- 令和3年度介護報酬改定では、文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進として、以下の改定等を行う。

①利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

②員数の記載や変更届出の明確化

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「〇〇人以上」と記載することが可能であること及び運営規程における「従業員の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることを明確化する。

③記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。また、記録の保存期間について、他の制度の取り扱いも参考としつつ、明確化を図る。

④運営規程等の掲示に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。

14

文書保管の電子化：「電磁的記録等」に係る規定を新設

- 以下の対応を原則認めるため、指定基準において、「電磁的記録等」に係る規定する規定を新設した。
- ・介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等についての電磁的な対応
 - ・書面で説明・同意等を行うものについての電磁的記録による対応

(例)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）

第十五章 雑則

（電磁的記録等）

第二百七条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五條、第一百五條の三、第九十九条、第一百九条、第一百四十条（第一百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第一百四十条の十五、第一百四十条の三十二、第一百五十五条（第一百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第一百九十二条、第一百九十二条の十二、第二百五条、第二百六条及び第二百六条において準用する場合を含む。）及び第一百八十一条第一項（第一百九十二条の十二において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

令和2年度 厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
情報公表システムを活用した介護現場における文書負担軽減に関する調査研究事業
報 告 書

令和3（2021）年3月発行

発行 株式会社 三菱総合研究所 ヘルスケア&ウェルネス本部

〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3

TEL 03 (6858) 0503 FAX 03 (5157) 2143

不許複製